

# 郡山市の国保白書

令和5年度版

～数字で見るこおりやまの国保～



郡山市市民部国民健康保険課



まえがき

郡山市国民健康保険事業の令和4年度実績等をまとめた「郡山市の国保白書 令和5年度版」を刊行しました。

平成30年度から国民健康保険事業の財政運営の責任主体が都道府県へ移管されるなど、大規模な制度改革がなされたところですが、本市におきましては、国民健康保険を持続可能な制度とするために、保険税収納率向上対策、医療費適正化及び被保険者の健康保持増進など、各種事業に取り組んで参りますので、今後の事業運営について御協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、多くの皆様に本書を御活用いただければ幸いに存じます。

令和5年12月

郡山市市民部国民健康保険課

## ～ 利用される方へ ～

- 1 本書は、郡山市の国民健康保険事業に関する実績等を掲載しています。
- 2 主として令和4年度実績を掲載していますが、年度推移がわかるように過去の実績も併せて掲載しているものもあります。  
※ 下記の項目には、令和5年度の内容が一部記載されています。
  - 1 郡山市国民健康保険のあゆみ
  - 2 事務機構
  - 3 国民健康保険運営協議会
    - (1) 委員
  - 5 保険財政
    - (2) 令和5年度予算（6月補正後予算額）
    - (3) 繰入金の推移（各年度6月補正後予算額）
  - 6 国民健康保険税
    - (4) 本算定の状況（現年度課税分）
- 3 年度とあるのは、会計年度（4月から翌年3月）です。
- 4 各数値の単位未満は、原則として四捨五入しており、総数と内訳の合計とが一致しない場合もあります。
- 5 表中の符号は、次のとおりです。
  - (一) … 皆無又は該当数字がないもの
  - (△) … 減少又はマイナス

# 目次

1 郡山市国民健康保険のあゆみ	1
2 事務機構	11
3 国民健康保険運営協議会	12
(1) 委員	12
(2) 令和4年度開催状況	13
4 被保険者	14
(1) 国保加入状況	14
(2) 国保被保険者数	15
(3) 令和4年度月別被保険者数	16
(4) 令和4年度月別異動状況	17
5 保険財政	19
(1) 決算状況	19
(2) 令和5年度予算（6月補正後予算額）	21
(3) 繰入金の推移（各年度6月補正後予算額）	22
6 国民健康保険税	23
(1) 税率	23
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(2) 賦課割合	23
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(3) 課税限度額及び課税額	23
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(4) 本算定の状況（現年度課税分）	24
① 基礎課税分（一般被保険者）	
② 基礎課税分（退職被保険者等）	
③ 基礎課税分（全体）	
④ 後期高齢者支援金等課税分（一般被保険者）	
⑤ 後期高齢者支援金等課税分（退職被保険者等）	
⑥ 後期高齢者支援金等課税分（全体）	
⑦ 介護納付金課税分（一般被保険者）	
⑧ 介護納付金課税分（退職被保険者等）	
⑨ 介護納付金課税分（全体）	
(5) 令和4年度課税状況（現年度課税分）	27
① 基礎課税分（一般被保険者分）	
② 後期高齢者支援金等課税分（一般被保険者分）	
③ 介護納付金課税分（一般被保険者分）	

(6) 保険税軽減の状況	30
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(7) 収納状況	31
(8) 令和4年度納付方法別収納状況	32

## 7 保険給付 ----- 33

(1) 療養諸費（療養の給付、療養費）	33
(2) 高額療養費	37
(3) 高額介護合算療養費	39
(4) その他の給付（出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、移送費）	40
① 出産育児一時金	
② 葬祭費	
③ 傷病手当金	
④ 移送費	
(5) 高額療養費貸付状況	41
(6) 第三者行為処理状況	42
(7) 不正不当利得に係る返納金収納状況	43

## 8 保健事業 ----- 44

(1) 医療費通知事業	44
(2) ジェネリック医薬品差額通知事業	44
(3) 糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業	44
(4) 医療機関未受診者勧奨事業	44
(5) COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発・予防事業	44
(6) 残薬バック配布事業	44
(7) 服薬訪問指導事業	44
(8) 診療報酬明細書の点検調査状況	45
(9) 健康診査助成事業	46
(10) 特定健康診査事業	46
(11) 健康優良家庭増進事業	46

# 1 郡山市国民健康保険のあゆみ

年	月	日	内 容
昭和			
45	4	1	・ 税率改正（所得割2.88%、資産割29.73%、均等割1,450円、平等割2,200円）
	9	1	・ 助産費10,000円に引き上げ
46	4	1	・ 税率改正（所得割2.82%、資産割29.57%、均等割1,780円、平等割2,690円）
	10	1	・ 80歳以上の高齢者に対する10割給付実施
47	4	1	・ 税率改正（所得割2.75%、資産割33.09%、均等割1,980円、平等割2,920円） ・ 80歳以上の高齢者に対する10割給付廃止 ただし、75歳以上の高齢者に対する3割分については、老人福祉費の中で扶助
48	4	1	・ 税率改正（所得割3.50%、資産割39.80%、均等割2,580円、平等割4,010円） ・ 課税限度額を80,000円とする ・ 助産費15,000円に引き上げ ・ 育児手当金2,400円に引き上げ ・ 葬祭費5,000円に引き上げ
	10	1	・ 乳幼児（3歳未満）の10割給付実施
49	4	1	・ 税率改正（所得割及び資産割据え置き、均等割3,320円、平等割4,430円） ・ 課税限度額を120,000円とする ・ 助産費20,000円に引き上げ ・ 高額療養費支給実施（限度額の推移については別表のとおり）
50	7	1	・ 助産費40,000円に引き上げ
	10	1	・ 80歳以上の高齢者に対する10割給付実施
51	4	1	・ 税率改正（所得割4.30%、資産割据え置き、均等割4,080円、平等割5,400円） ・ 課税限度額を150,000円とする
	8	1	・ 高額療養費一部負担金限度額改定
52	4	1	・ 税率改正（所得割6.70%、資産割据え置き、均等割5,340円、平等割7,390円） ・ 課税限度額を170,000円とする
	10	1	・ 助産費60,000円に引き上げ
53	4	1	・ 税率改正（所得割7.00%、資産割据え置き、均等割5,760円、平等割7,940円） ・ 課税限度額を190,000円とする
54	4	1	・ 税率改正（所得割5.94%、資産割35.70%、均等割6,070円、平等割8,700円） ・ 課税限度額を220,000円とする
	6	26	・ 基金積立を開始（積立額320,000千円）
	12	1	・ 助産費80,000円に引き上げ
55	4	1	・ 課税限度額を240,000円とする ・ 葬祭費10,000円に引き上げ

年 月 日			内 容
56	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（所得割7.49%、資産割44.50%、均等割7,740円、平等割13,400円）</li> <li>・課税限度額を260,000円とする</li> </ul>
57	3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産費100,000円に引き上げ</li> </ul>
	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を270,000円とする</li> </ul>
	9	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> </ul>
58	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> </ul>
	2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健制度創設</li> </ul>
	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を280,000円とする</li> </ul>
	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険オンライン開始</li> </ul>
59	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を350,000円とする</li> <li>・巡回診療所廃止</li> <li>・葬祭費15,000円に引き上げ</li> <li>・郡山市高額療養費貸付斡旋制度を創設（貸付額9/10、利子は市負担）</li> </ul>
	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者医療制度創設</li> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> </ul>
60	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（所得割9.23%、資産割45.58%、均等割10,200円、平等割15,400円）</li> <li>・葬祭費20,000円に引き上げ</li> </ul>
61	3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産費130,000円に引き上げ</li> </ul>
	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（所得割及び資産割据え置き、均等割11,400円、平等割16,200円）</li> <li>・課税限度額を370,000円とする</li> </ul>
	5	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> </ul>
62	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（所得割及び資産割据え置き、均等割13,200円、平等割17,400円）</li> <li>・課税限度額を390,000円とする</li> <li>・葬祭費を30,000円に引き上げ</li> </ul>
63	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を400,000円とする</li> <li>・納付回数を6期（7、8、9、11、12、1月の各月）から8期（7月から2月までの各月）に変更する</li> </ul>
平成			
元	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を420,000円とする</li> </ul>
	6	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> </ul>
	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、国保年金課が国民健康保険課と国民年金課に分割</li> </ul>
	2	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（所得割8.61%、資産割36.95%、均等割及び平等割据え置き）</li> </ul>
	3	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正（所得割7.94%、資産割30.00%、均等割14,400円、平等割20,400円）</li> <li>・課税限度額を440,000円とする</li> </ul>



年 月 日			内 容	
	5	1	・高額療養費一部負担金限度額改定	
4	4	1	・税率改正（所得割7.00%、資産割10.00%、均等割15,600円、平等割21,600円） ・課税限度額を460,000円とする ・助産費240,000円に引き上げ、葬祭費50,000円に引き上げ	
	5	4	1	・課税限度額を500,000円とする
	5	1	・高額療養費一部負担金限度額改定	
6	4	1	・税率改正（所得割8.75%、資産割・均等割・平等割据え置き）	
	10	1	・助産費と育児手当金を統合して、出産育児一時金300,000円を支給	
7	4	1	・課税限度額を520,000円とする	
8	6	1	・高額療養費一部負担金限度額改定	
9	4	1	・税率改正（所得割9.50%、資産割据え置き、均等割18,000円、平等割24,000円） ・課税限度額を530,000円とする	
	9	1	・外来薬剤一部負担金の創設	
11	4	1	・税率改正（所得割11.25%、資産割据え置き、均等割22,000円、平等割28,000円）	
12	4	1	・介護保険制度の創設 ・税率改正 （基礎課税額 所得割10.70%、資産割据え置き、均等割21,000円、平等割27,000円） （介護納付金課税額 所得割1.15%、資産割1.60%、均等割4,200円、平等割3,500円） ・基礎課税限度額530,000円、介護納付金課税限度額70,000円とする	
	7	1	・就学前児童（3歳から就学前）入院のみ10割給付実施	
	10	1	・短期被保険者証を交付（有効期限6ヶ月）	
13	1	1	・高額療養費一部負担金限度額改定	
	4	1	・郡山市出産費資金貸付斡旋制度を創設（貸付額9/10、利子は市負担） ・乳幼児（6歳に達する日の属する年度の末日までの者）入院・外来10割給付実施 ・税率改正 （基礎課税額 所得割10.40%、資産割据え置き、均等割20,000円、平等割26,000円）	
	10	1	・資格証明書を交付	
14	4	1	・税率改正 （基礎課税額 所得割10.00%、資産割8.00%、均等割19,500円、平等割25,500円） ・機構改革により、国民年金課を廃止し、国民健康保険課と統合する ・同時に国民健康保険課内に資格係を新設、年金業務を移管する ※資格係にて、併せて国民健康保険資格業務を担当する	
	10	1	・一部負担金の見直し 3歳未満の乳幼児の一部負担金割合 2割	

年	月	日	内 容
			70歳以上（老人医療受給対象年齢前）の一部負担金割合 1割 （一定以上所得者の一部負担金割合 2割）
15	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> <li>・介護納付金課税限度額を80,000円とする</li> <li>・外来薬剤一部負担金の廃止</li> <li>・特例療養費の廃止</li> <li>・退職被保険者等の一部負担割合：3割</li> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> </ul>
16	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正 （基礎課税額 所得割10.80%、資産割6.00%、均等割20,500円、平等割26,500円） （介護納付金課税額 所得割2.60%、資産割は廃止、均等割6,300円、平等割5,200円）</li> <li>・機構改革により、資格係を国民年金係に改称する</li> </ul>
17	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>併せて、国民健康保険資格業務を国保税係へ移管する</li> <li>・機構改革により、国民健康保険課に、国保税徴収強化担当を新設する</li> <li>・国保税納期回数を8期（7月から2月までの各月）から9期（7月から3月までの各月）へ変更する</li> </ul>
18	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率改正 （基礎課税額 所得割11.00%、資産割据え置き、均等割21,500円、平等割27,500円） （介護納付金課税額 所得割3.20%、均等割7,200円、平等割6,000円）</li> <li>・介護納付金課税限度額を90,000円とする</li> <li>・入院時食事療養費標準負担額を1日単位から1食単位へ変更</li> </ul>
	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金を350,000円へ引き上げ</li> <li>・高額療養費一部負担金限度額改定</li> <li>・70歳以上の者で一定以上所得者の一部負担割合を2割から3割へ引き上げ</li> </ul>
19	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、国保税徴収係を国保税徴収対策室に改称する</li> <li>・基礎課税限度額を560,000円とする</li> <li>・高額療養費貸付制度を廃止し、高額療養費貸付基金を設置し貸付開始</li> <li>・70歳未満の者の入院に係る高額療養費現物給付開始</li> </ul>
20	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）創設</li> <li>・機構改革により、老人医療係を後期高齢者医療係へ改称する</li> <li>・税率改正 （基礎課税額 所得割7.60%、資産割は廃止、均等割21,000円、平等割19,000円） （後期高齢者支援金等課税額 所得割3.00%、均等割7,200円、平等割6,700円） （介護納付金課税額 所得割1.90%、均等割7,600円、平等割4,300円）</li> </ul>

年 月 日			内 容
21	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎課税限度額を470,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を120,000円とする</li> <li>・保険税の平準化により7割、5割、2割軽減制度を導入</li> <li>・特定世帯における平等割額の軽減措置及び旧被扶養者の保険税減免措置を講じる</li> <li>・公的年金からの特別徴収開始</li> <li>・退職者医療制度の対象者が65歳未満となる</li> <li>・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金が1割から2割となる（平成21年3月までは1割に据え置き）</li> <li>・高額医療・高額介護合算制度創設（申請受付は平成21年8月以降）</li> <li>・特定健康診査・特定保健指導開始</li> <li>・療養病床に入院する者の食費、居住費の取扱年齢の引き下げ（70歳以上から65歳以上へ）</li> </ul>
		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金を380,000円へ引き上げ</li> <li>・介護納付金課税限度額を100,000円へ引き上げ</li> <li>・非自発的失業者に対する保険税減免措置を講じる</li> <li>・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成20年度に引き続き、平成21年度も1年間凍結が延長となる</li> </ul>
	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金を420,000円へ引き上げ（平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合）</li> <li>・出産育児一時金直接支払制度が創設される</li> </ul>
		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、国保税徴収対策室を国保税収納課とする</li> <li>・基礎課税限度額を500,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を130,000円とする</li> <li>・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成21年度に引き続き、平成22年度も1年間凍結が延長となる</li> <li>・非自発的失業者に対する保険税軽減制度が創設される</li> </ul>
23	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎課税限度額を510,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を140,000円、介護納付金課税限度額を100,000円へ引き上げ</li> <li>・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成22年度に引き続き、平成23年度も1年間凍結が延長となる</li> <li>・出産育児一時金390,000円を恒久化（産科医療補償制度掛金分30,000円の加算あり）</li> <li>・生活困窮者に対する一部負担金免除を開始</li> </ul>
		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災者に対して、平成22年度及び平成23年度の国民健康保険税の減免を実施</li> </ul>
	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証がカード化（世帯証→個人証）</li> </ul>
24	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長</li> <li>・東日本大震災の被災者に対して、平成24年度の国民健康保険税の4月分から9月分</li> </ul>

年	月	日	内 容
			月割り算定額について減免を延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成23年度に引き続き、平成24年度も1年間凍結が延長となる</li> </ul>
	9	30	・東日本大震災に係る、住宅全半壊等の被災者に対する医療費一部負担免除措置終了
	10	1	・国民健康保険被保険者の医療費無料化の年齢を18歳に達する年度の末日までに引き上げ
25	4	1	・特定世帯等の保険税軽減措置の改正（軽減期間延長等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成24年度に引き続き、平成25年度も1年間凍結が延長となる</li> </ul>
	8	1	・国民健康保険高齢受給者証がカード化
26	1	1	・地方税法の一部改正による郡山市税条例の一部改正により、延滞金の利率を引き下げ（原則14.6%→（貸出約定平均金利+1%）+7.3%） （納期限から1ヶ月以内7.3%（平成25年分特例4.3%）→（貸出約定平均金利+1%）+1%）
	4	1	・給付第一係及び第二係を給付係と医療事業係に改称する <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる（5割軽減…2人以上世帯→単身世帯まで対象を拡大、所得基準額を引き上げ）  （2割軽減…所得基準額を引き上げ）</li> <li>・後期高齢者支援金等課税限度額を160,000円、介護納付金課税限度額を140,000円へ引き上げ</li> <li>・70歳から74歳の一部負担金の割合を、段階的に法定負担割合（2割）とする改正（昭和19年4月1日以前生まれ…特例措置により1割）  （昭和19年4月2日以降生まれ…法定負担割合）</li> </ul>
27	1	1	・高額療養費一部負担金限度額改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金404,000円に改定（産科医療補償制度掛金分16,000円の加算あり）</li> </ul>
	4	1	・基礎課税限度額を520,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を170,000円、介護納付金課税限度額を160,000円へ引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる（5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ）</li> <li>・退職者医療制度の適用に係る経過措置変更</li> </ul> 平成26年度分までは、遡及適用等を行う 平成27年度以降は、退職被保険者全員が65歳到達で前期高齢者となるか、資格喪失するまで制度を存続することとなる
28	4	1	・基礎課税限度額を540,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を190,000円へ引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる</li> </ul>

年 月 日			内 容	
29	1	1	(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ) ・特例適用利子等及び特例適用配当等に係る申告分離課税の区分が設けられたので、国保税の所得割算定に当該所得を含める(日台民間租税取決関連)	
		4	・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ)	
		8	・高額療養費自己負担限度額改定	
30	4	1	・郡山市国民健康保険事業財政調整基金条例施行 ※郡山市国民健康保険条例に基づく郡山市国民健康保険給付費支払準備基金は廃止 ・税率改正 (基礎課税額 所得割7.30%、均等割21,000円、平等割17,800円) (後期高齢者支援金等課税額 所得割2.90%、均等割7,200円、平等割6,300円) (介護納付金課税額 所得割1.90%、均等割7,600円、平等割4,300円) ・基礎課税限度額を580,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ)	
		8	・高額療養費自己負担限度額改定	
		1	・基礎課税限度額を610,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ)	
令和				
2	4	1	・基礎課税限度額を630,000円へ引き上げ ・介護納付金課税限度額を170,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ)	
		3	12	・個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の軽減措置の見直し (基礎控除相当分の基準額を430,000円へ引き上げ) (一定額を超える給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。)
		4	1	1
4	4	1	・税率改正 (基礎課税額 所得割7.30%、均等割23,100円、平等割18,400円) (後期高齢者支援金等課税額 所得割2.90%、均等割8,000円、平等割6,400円)	

年 月 日	内 容
5 4 1	<p>(介護納付金課税額 所得割2.20%、均等割10,500円、平等割5,300円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎課税限度額を650,000円へ引き上げ</li> <li>・後期高齢者支援金等課税限度額を200,000円へ引き上げ</li> <li>・未就学児に対して、均等割額の5割軽減を実施 (すでに7割、5割、2割軽減されている世帯については、軽減後の均等割額からさらに5割軽減)</li> <li>・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる (5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ)</li> <li>・後期高齢者支援金等課税限度額を220,000円へ引き上げ</li> <li>・出産育児一時金488,000円に改定(産科医療補償制度掛金分12,000円の加算あり) (令和5年4月1日以降の分娩から適用)</li> </ul>

(別表) 高額療養費自己負担限度額の推移

70歳未満

年月日	通常			多数該当 (前12月内で4回目以降)		
	上位所得	課税	非課税	上位所得	課税	非課税
S49.4.1	-	30,000円		-	-	-
S51.8.1	-	39,000円		-	-	-
S57.9.1	-	45,000円	39,000円	-	-	-
S58.1.1	-	51,000円	↓	-	-	-
S59.10.1	-	↓	30,000円	-	30,000円	21,000円
S61.5.1	-	54,000円	↓	-	↓	↓
H1.6.1	-	57,000円	31,800円	-	↓	↓
H3.5.1	-	60,000円	33,600円	-	34,800円	23,400円
H5.5.1	-	63,000円	35,400円	-	37,200円	24,600円
H8.6.1	-	63,600円		-	↓	
H13.1.1	121,800円+(総医療費-609,000円)×1%	63,600円+(総医療費-318,000円)×1%		70,800円	↓	
H14.10.1	139,800円+(総医療費-699,000円)×1%	72,300円+(総医療費-361,500円)×1%		77,700円	40,200円	
H15.4.1	139,800円+(総医療費-466,000円)×1%	72,300円+(総医療費-241,000円)×1%		↓	↓	
H18.10.1	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	↓	83,400円	44,400円	↓
H27.1.1	【ア】 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	【ウ】 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	【オ】 35,400円	【ア】 140,100円	【ウ】 44,400円	【オ】 24,600円
	【イ】 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	【エ】 57,600円		【イ】 93,000円	【エ】 44,400円	

## 70歳以上

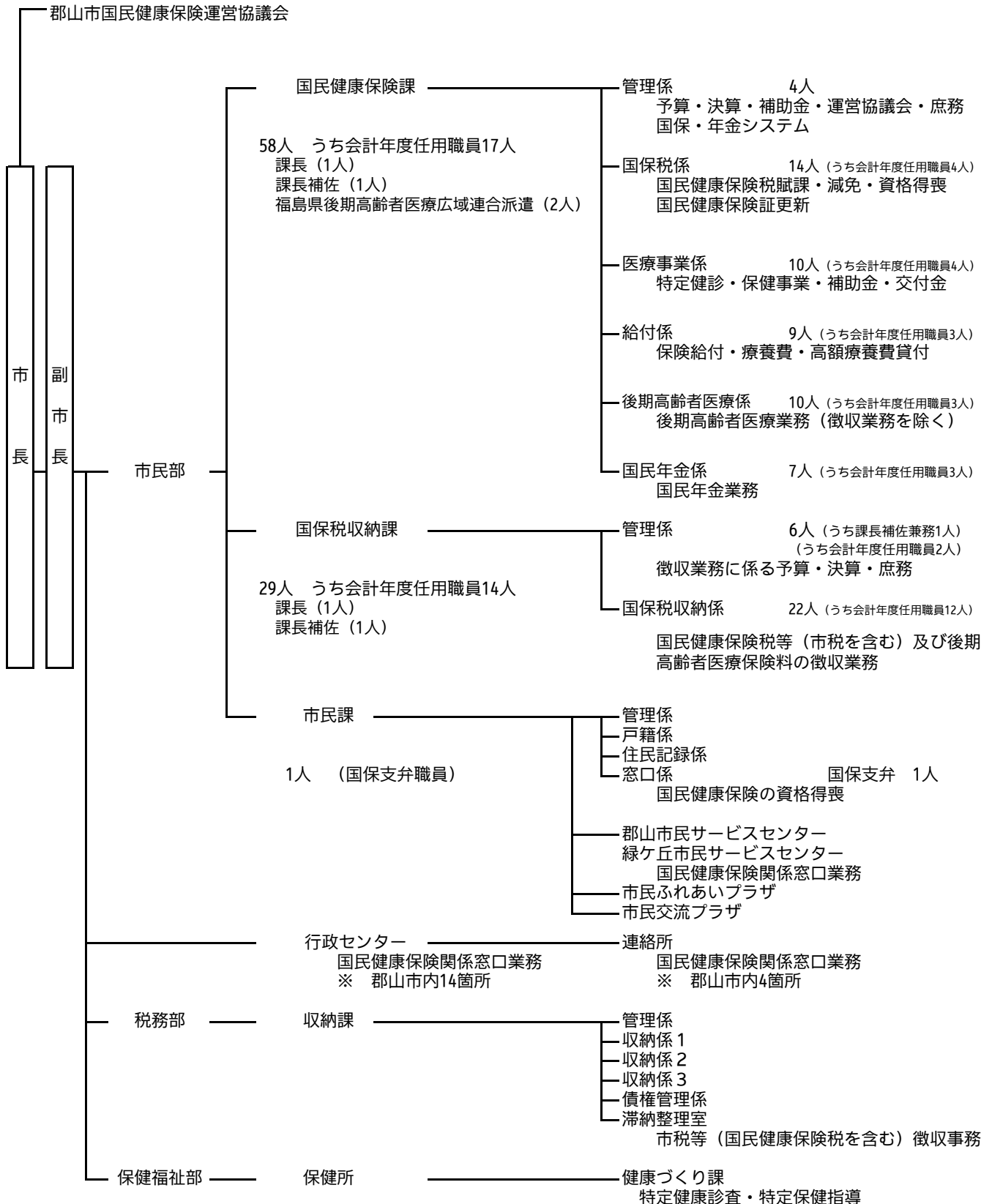
年月日			入院及び世帯限度額		多数該当
			外来		(前12月内で4回目以降)
H14.10.1	現役並み		40,200円	72,300円+ (総医療費-361,500円)×1%	40,200円
	一般		12,000円	40,200円	-
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-
H18.10.1	現役並み		44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		12,000円	44,400円	-
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-
H29.8.1	現役並み		57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		14,000円 〔年間上限〕 144,000円	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-
H30.8.1	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上		252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上		167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上		80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		18,000円 〔年間上限〕 144,000円	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-



## 2 事務機構

国民健康保険の事務機構(組織図・事務分掌・職員配置状況)

令和5年4月1日現在



### 3 国民健康保険運営協議会

#### (1) 委員

◎会長 ○副会長

代表区分	人数	氏名	職業・公職等
被保険者を 代表する委員	5人	阿部 澄子	西部地区（熱海）
		佐々木 政子	東部地区（田村）
		佐藤 怜子	中央部地区（安積）
		陣野 多美子	中央部地区（富久山）
		日比野 富男	中央部地区（旧市内）
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	5人	土屋 繁之	医師（郡山医師会 会長）
		原 寿夫	医師（郡山医師会 副会長）
		坪井 永保	医師（郡山医師会 理事）
		渡邊 洋二郎	歯科医師（郡山歯科医師会 副会長）
		山口 仁	薬剤師（郡山薬剤師会 会長）
公益を 代表する 委員	4人	加藤 英夫	税理士
		國分 美紀子	看護師（福島県看護協会郡山支部副支部長）
		◎ 近藤 幸夫	郡山市民生児童委員協議会連合会副会長
		○ 佐藤 知恵子	社会保険労務士・行政書士
保険者を 代表する 委員	2人	遠藤 隆男	全国健康保険協会福島支部長
		近藤 哲	福島トヨペットグループ健康保険組合常務理事

- ※ 公益を代表する委員については、現在1名欠員
- ※ 任期3年（令和5年1月1日～令和7年12月31日）
- ※ 令和5年12月1日現在

## (2) 令和4年度開催状況

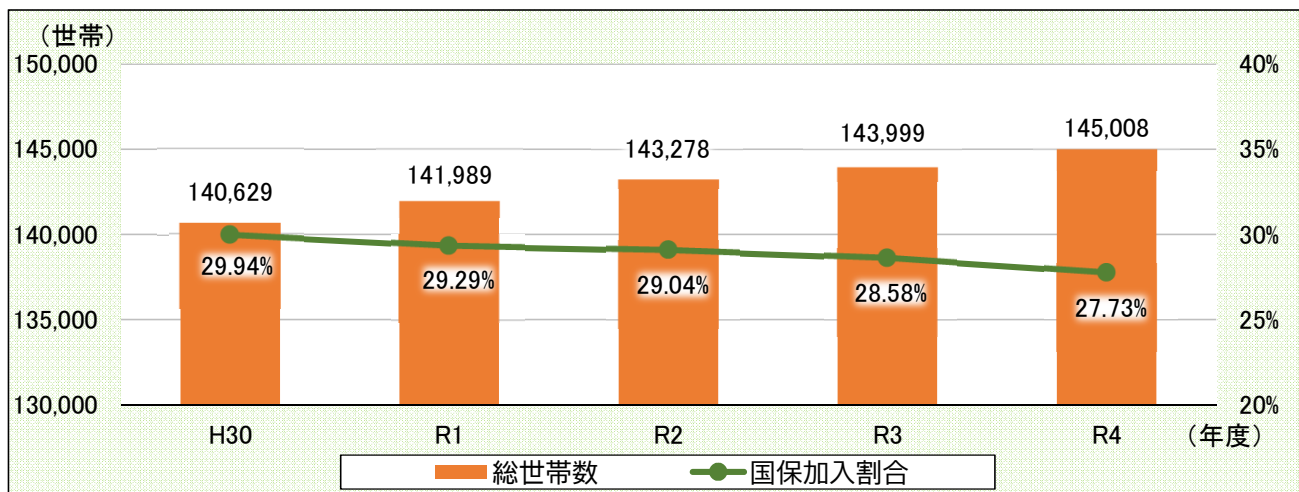
年月日	回数	区分	内容
令和4年5月27日	第1回	(諮問)  (報告)  (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について</li> <li>郡山市国民健康保険税条例の一部改正について</li> <li>新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部改正について</li> <li>令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について</li> <li>令和3年度国民健康保険税収納対策事業及び収納状況について</li> </ul>
令和4年11月4日	第2回	(報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度国民健康保険事業について</li> <li>令和3年国民健康保険特別会計決算について</li> <li>令和3年度国民健康保険税収納状況について</li> <li>新型コロナウイルス感染症への対応状況について</li> </ul>
令和5年2月9日	第3回	(報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡山市の国民健康保険について</li> <li>令和5年度郡山市国民健康保険事業及び特別会計当初予算案について</li> </ul>

# 4 被保険者

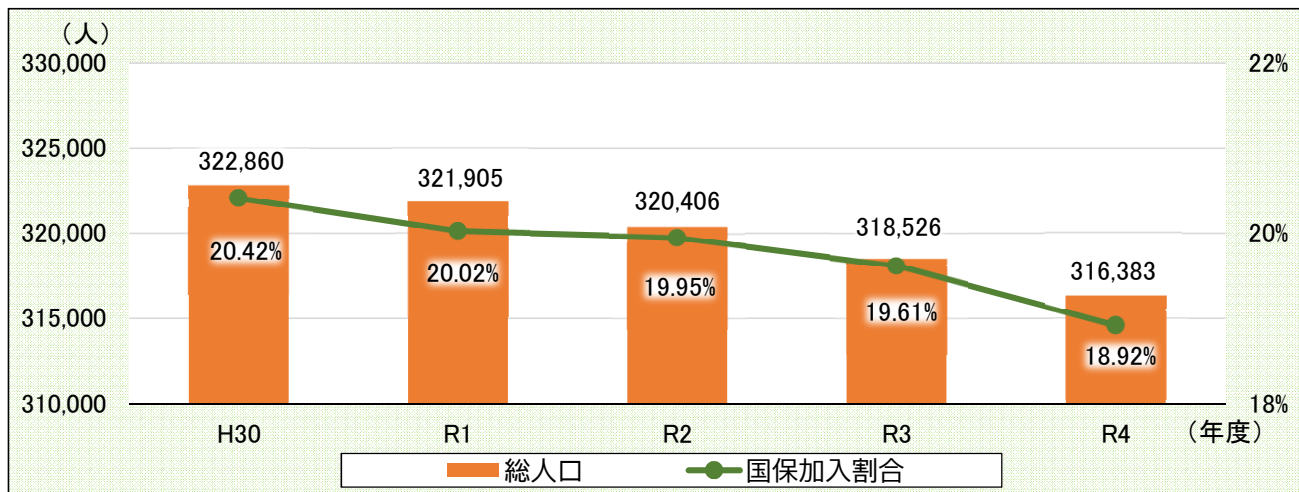
## (1) 国保加入状況

本市の総世帯数や総人口に占める国保加入割合は年々減少しています。  
 これは、社会保険への加入や後期高齢者医療制度（75歳以上）へ加入する被保険者が増加しており、国保加入世帯数及び被保険者数が減少しているためです。

●総世帯数に占める国保加入世帯数の割合



●総人口に占める国保被保険者数の割合



年度	世 帯			人 口		
	総世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	加入割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入割合 (%)
H30	140,629	42,106	29.94	322,860	65,917	20.42
R1	141,989	41,582	29.29	321,905	64,452	20.02
R2	143,278	41,605	29.04	320,406	63,914	19.95
R3	143,999	41,151	28.58	318,526	62,475	19.61
R4	145,008	40,212	27.73	316,383	59,844	18.92

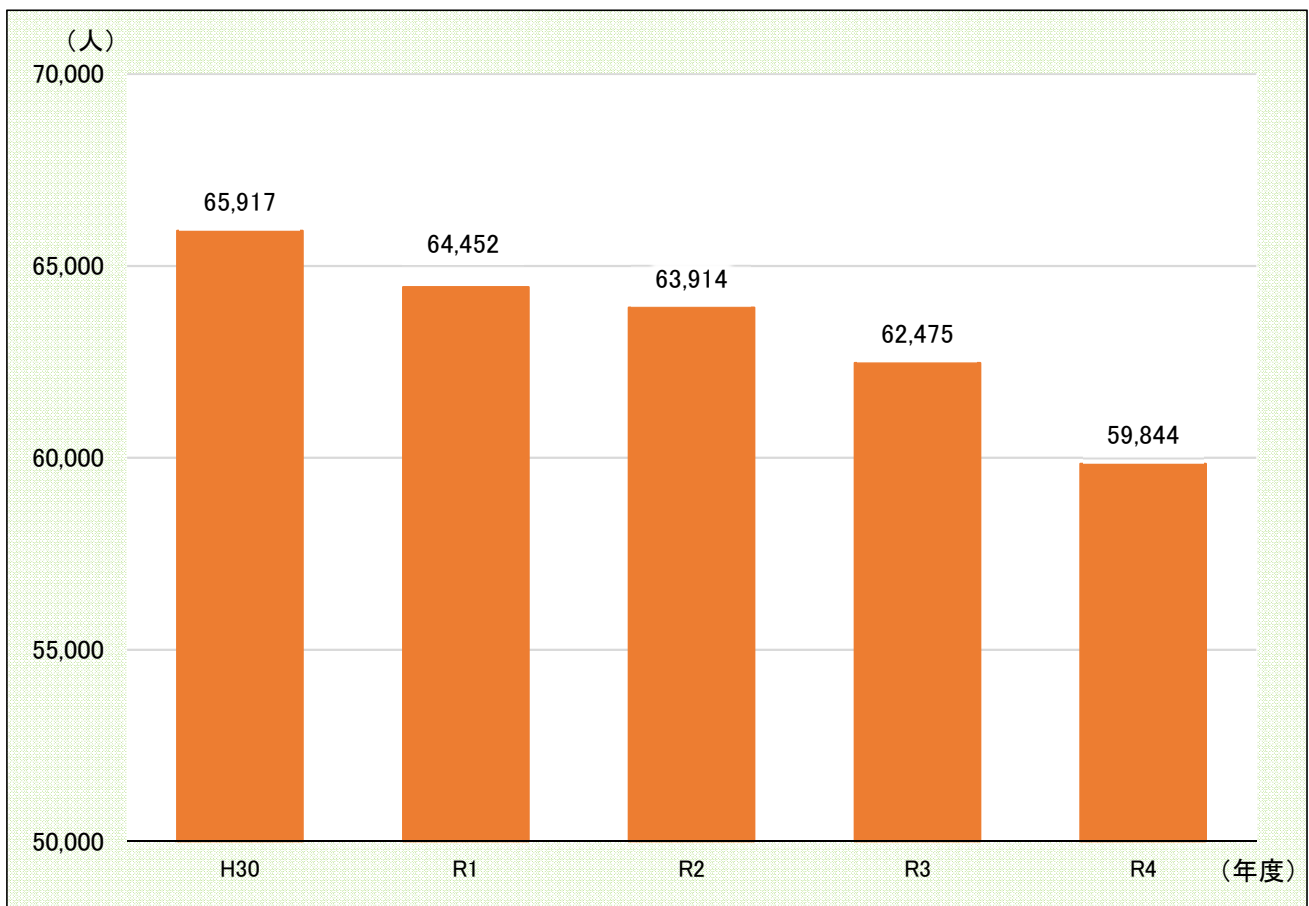
出典：郡山市住民基本台帳人口、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

## (2) 国保被保険者数

国民健康保険の被保険者は、年々減少しています。

これは、短時間労働者への被用者保険の適用拡大による社会保険への加入する被保険者が増加していることや、後期高齢者医療制度（75歳以上）へ加入する被保険者が増加していることによるものです。

### ●国保被保険者数（総数）の推移



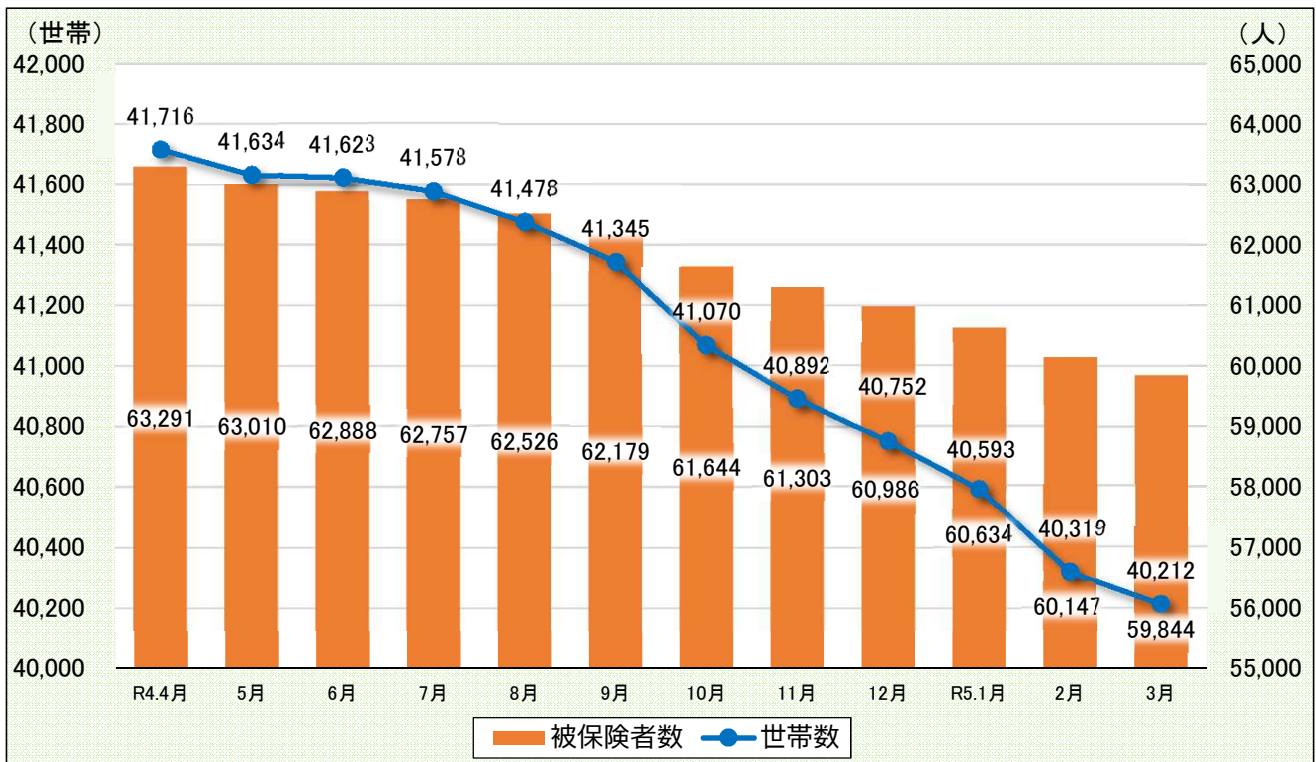
年度	一般被保険者		退職被保険者等		総数 (人)
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	
H30	65,678	99.64	239	1.18	65,917
R1	64,440	99.98	12	0.36	64,452
R2	63,914	100.00	0	0.02	63,914
R3	62,475	100.00	0	0.00	62,475
R4	59,844	100.00	0	0.00	59,844

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

### (3) 令和4年度月別被保険者数

令和4年度の国民健康保険世帯数は、毎月平均約137世帯減少しています。  
被保険者数は、毎月平均約313人減少しています。

#### ● 月別被保険者数と加入世帯数の推移



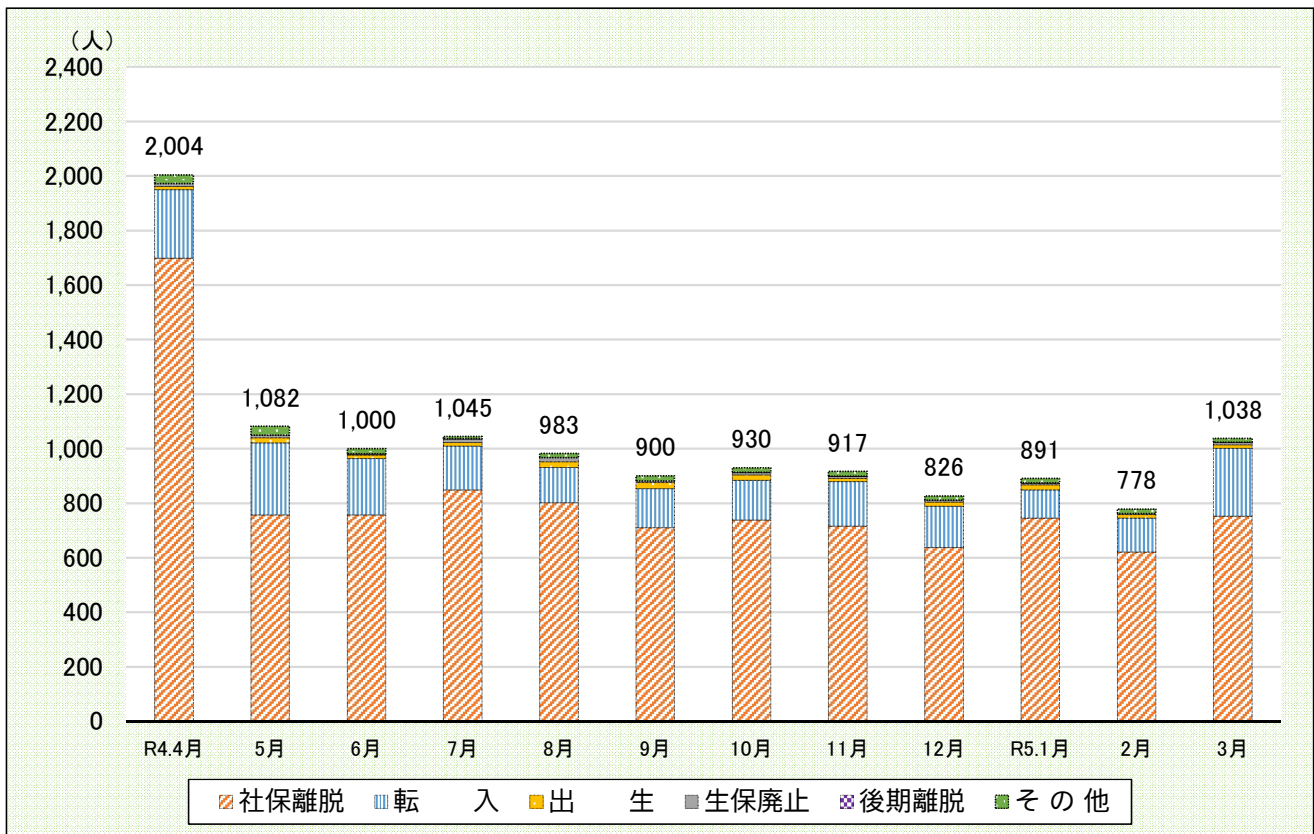
年月	世帯数 (世帯)	被保険者数		
		一般被保険者 (人)	退職被保険者等 (人)	総数 (人)
R4年 4月	41,716	63,291	0	63,291
5月	41,634	63,010	0	63,010
6月	41,623	62,888	0	62,888
7月	41,578	62,757	0	62,757
8月	41,478	62,526	0	62,526
9月	41,345	62,179	0	62,179
10月	41,070	61,644	0	61,644
11月	40,892	61,303	0	61,303
12月	40,752	60,986	0	60,986
R5年 1月	40,593	60,634	0	60,634
2月	40,319	60,147	0	60,147
3月	40,212	59,844	0	59,844
平均	41,101	61,767	0	61,767

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業月報）

## (4) 令和4年度月別異動状況

資格取得者については、社会保険からの加入者が全体の約80%となっており、最も多くの割合を占めています。

### ●資格の月別取得状況の推移

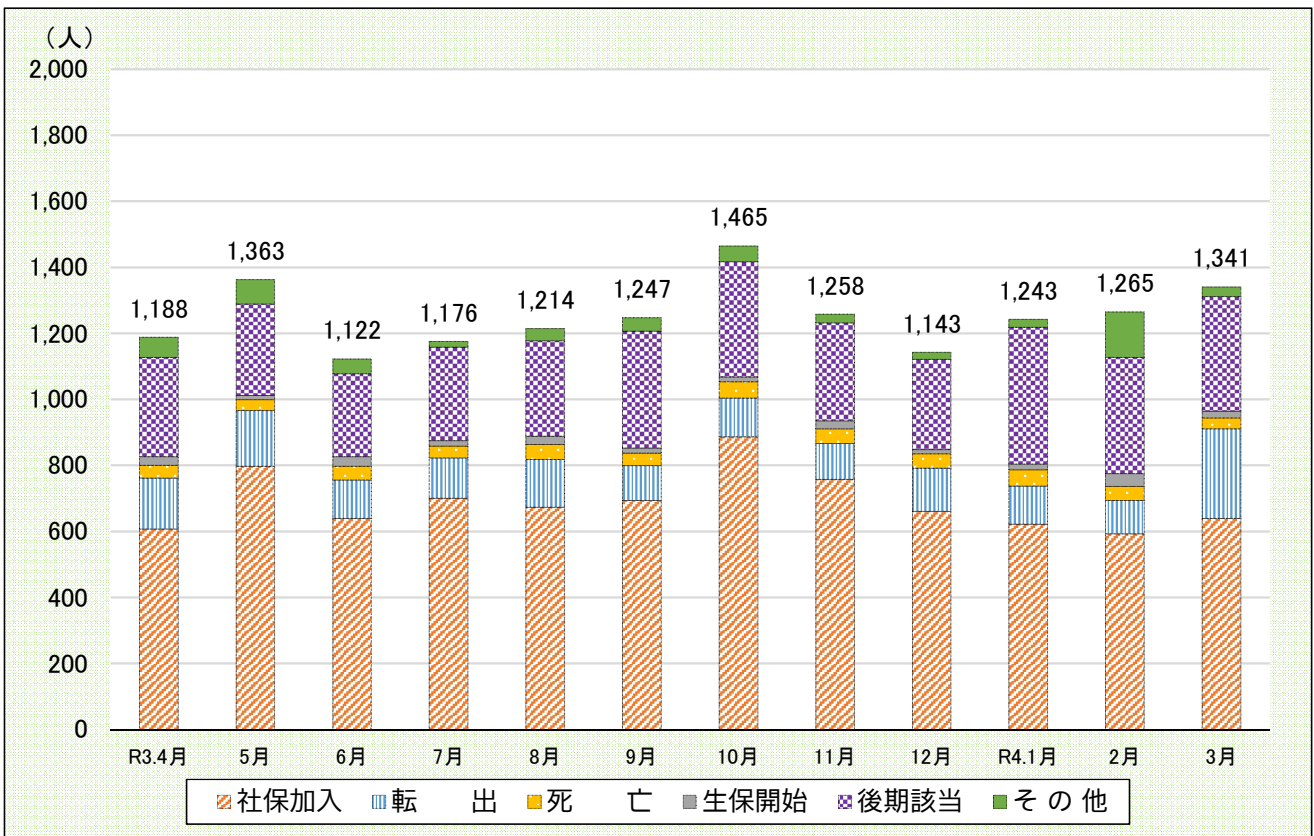


(単位：人)

月別	事由	社保離脱	転入	出生	生保廃止	後期離脱	その他	合計
R4年	4月	1,699	251	12	10	0	32	2,004
	5月	757	264	19	9	0	33	1,082
	6月	757	207	13	3	1	19	1,000
	7月	849	160	14	12	1	9	1,045
	8月	802	129	21	15	0	16	983
	9月	710	144	22	6	0	18	900
	10月	738	146	20	8	1	17	930
	11月	716	163	12	7	1	18	917
	12月	638	151	15	7	0	15	826
R5年	1月	745	104	18	6	1	17	891
	2月	621	124	13	4	0	16	778
	3月	752	249	13	9	1	14	1,038
	計	9,784	2,092	192	96	6	224	12,394

資格喪失者については、社会保険への加入者が全体の約55%となっており、最も多くの割合を占めています。  
 また、75歳となり後期高齢者医療制度へ移行する加入者が全体の約25%となっており、多くの割合を占めています。

●資格の月別喪失状況の推移



(単位：人)

月別	事由	社保加入	転出	死亡	生保開始	後期該当	その他	合計
R4年	4月	607	155	38	27	300	61	1,188
	5月	797	169	33	13	277	74	1,363
	6月	639	117	41	30	251	44	1,122
	7月	700	123	36	16	283	18	1,176
	8月	673	145	45	26	289	36	1,214
	9月	694	105	38	16	354	40	1,247
	10月	887	117	49	15	349	48	1,465
	11月	758	108	45	24	297	26	1,258
	12月	661	131	43	13	273	22	1,143
R5年	1月	622	115	50	17	414	25	1,243
	2月	593	101	42	39	352	138	1,265
	3月	639	272	33	20	347	30	1,341
	計	8,270	1,658	493	256	3,786	562	15,025

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業月報）



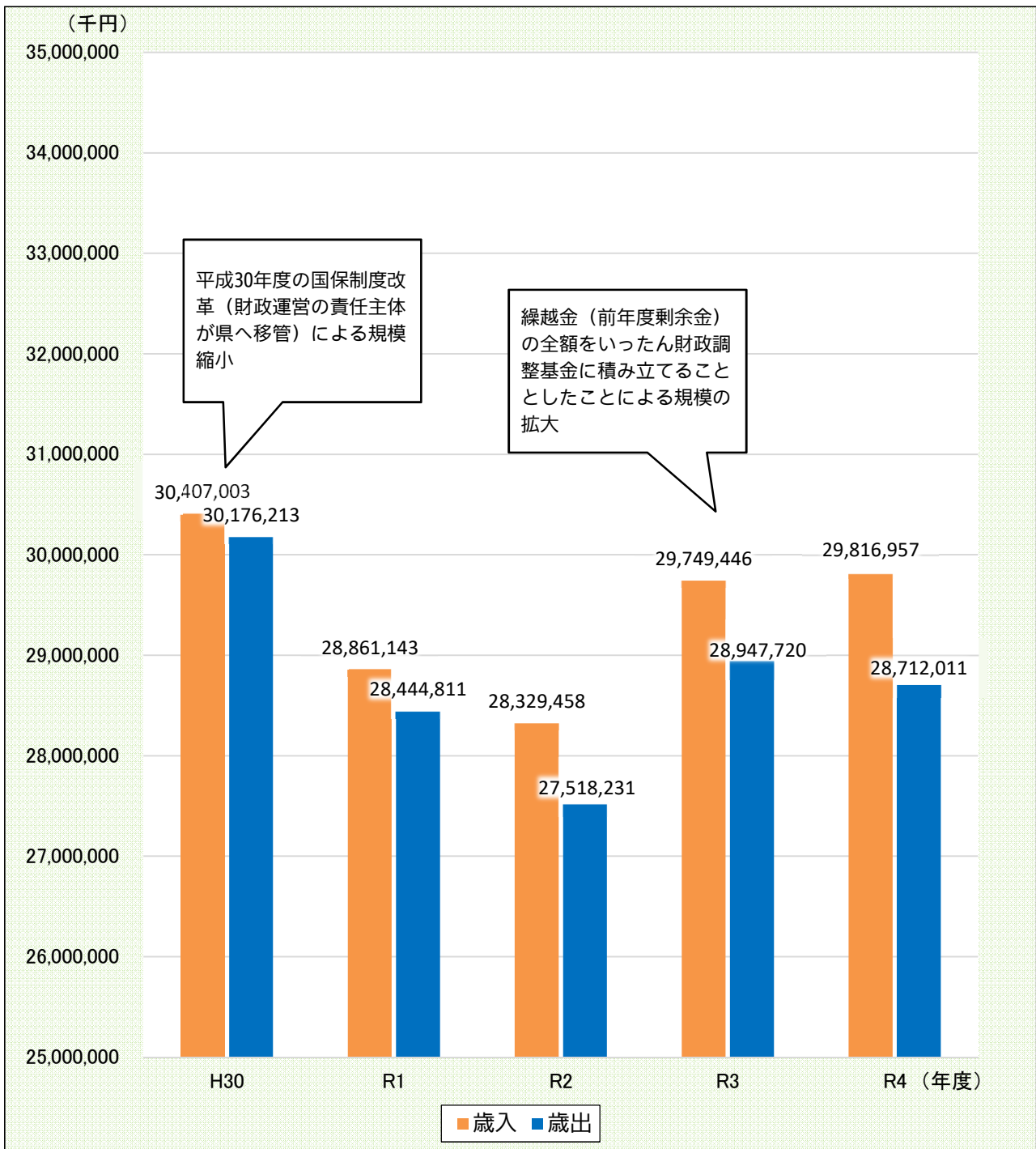
# 5 保険財政

## (1) 決算状況

本市の国民健康保険特別会計については、平成30年度の大規模な国民健康保険制度改革によって財政運営の責任主体が県へ移管したため、規模が縮小しました。

令和3年度から、繰越金（前年度剰余金）の全額をいったん国民健康保険財政調整基金に積み立てることとしたため規模が大きくなりましたが、全体的には被保険者数の減少に伴い、規模の縮小が進むと予想されます。

### ●国民健康保険特別会計歳入歳出決算額の推移



## ○歳入決算額

(千円)

科目	年度	H30	R1	R2	R3	R4
国民健康保険税		5,979,409	5,546,669	5,552,118	5,470,972	5,482,928
現年分		5,403,007	5,057,128	5,002,423	4,979,604	5,047,109
滞繰分		576,402	489,541	549,695	491,368	435,819
国庫支出金		8,284	19,082	38,704	12,006	6,237
療養給付費等負担金		—	—	—	—	—
共同事業国庫負担金		—	—	—	—	—
特定健康診査等負担金		—	—	—	—	—
普通調整交付金		—	—	—	—	—
特別調整交付金		—	—	—	—	—
その他国庫補助金		8,284	19,082	38,704	12,006	6,237
療養給付費交付金		—	95,299	—	—	—
前期高齢者交付金		—	—	—	—	—
県支出金		20,627,291	20,116,932	19,451,354	19,505,302	19,577,782
共同事業県負担金		—	—	—	—	—
特定健康診査等県負担金		—	—	—	—	—
第一号県調整交付金		—	—	—	—	—
第二号県調整交付金(負担)		—	—	—	—	—
療養給付費等県交付金		19,855,108	19,432,925	18,810,365	19,059,809	19,165,108
第二号県調整交付金(補助)		62,300	65,355	63,797	91,045	76,432
特別調整県交付金		529,532	423,872	367,619	138,856	130,774
保険者努力支援県交付金		90,711	104,853	121,548	129,234	118,849
特定健康診査等県補助金		76,562	76,640	76,892	75,590	75,632
その他県補助金		13,078	13,287	11,133	10,768	10,987
共同事業交付金		—	—	—	—	—
繰入金		2,487,375	2,673,151	2,671,772	3,796,606	3,825,797
繰越金		1,134,831	230,790	416,332	811,227	801,726
その他の収入		169,813	179,220	199,178	153,333	122,487
合 計		30,407,003	28,861,143	28,329,458	29,749,446	29,816,957

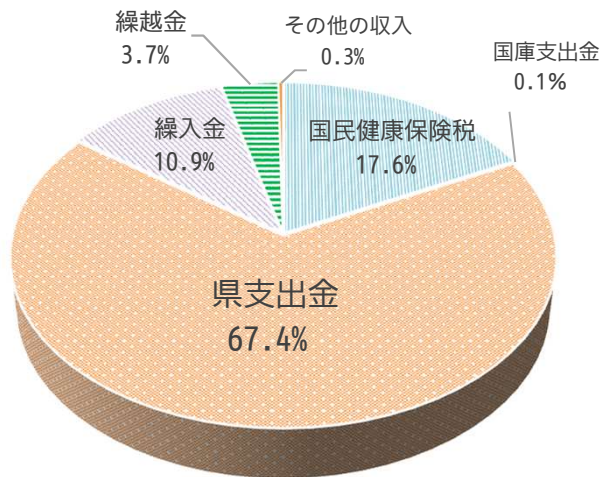
## ○歳出決算額

科目	年度	H30	R1	R2	R3	R4
総務費		598,381	583,735	606,150	588,012	631,424
保険給付費		20,153,333	19,755,654	19,180,154	19,313,294	19,404,596
一般被保険者分		19,911,210	19,657,738	19,117,837	19,249,089	19,340,462
退職被保険者等分		182,834	34,961	2,316	32	0
審査支払手数料		59,289	62,955	60,001	64,173	64,134
国民健康保険事業費納付金		7,964,363	7,754,957	7,401,580	7,865,190	7,495,882
老人保健拠出金		—	—	—	—	—
後期高齢者支援金		—	—	—	—	—
前期高齢者納付金		—	—	—	—	—
介護納付金		—	—	—	—	—
共同事業費拠出金		—	—	—	—	—
保健事業費		309,707	309,367	292,777	324,461	334,693
その他の支出		1,150,429	41,098	37,570	856,763	845,416
合 計		30,176,213	28,444,811	27,518,231	28,947,720	28,712,011

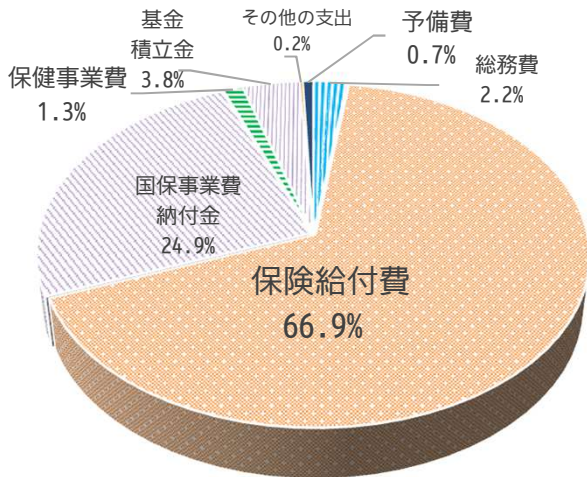
出典：郡山市一般会計・特別会計歳入歳出決算書

## (2) 令和5年度予算（6月補正後予算額）

[歳入]



[歳出]



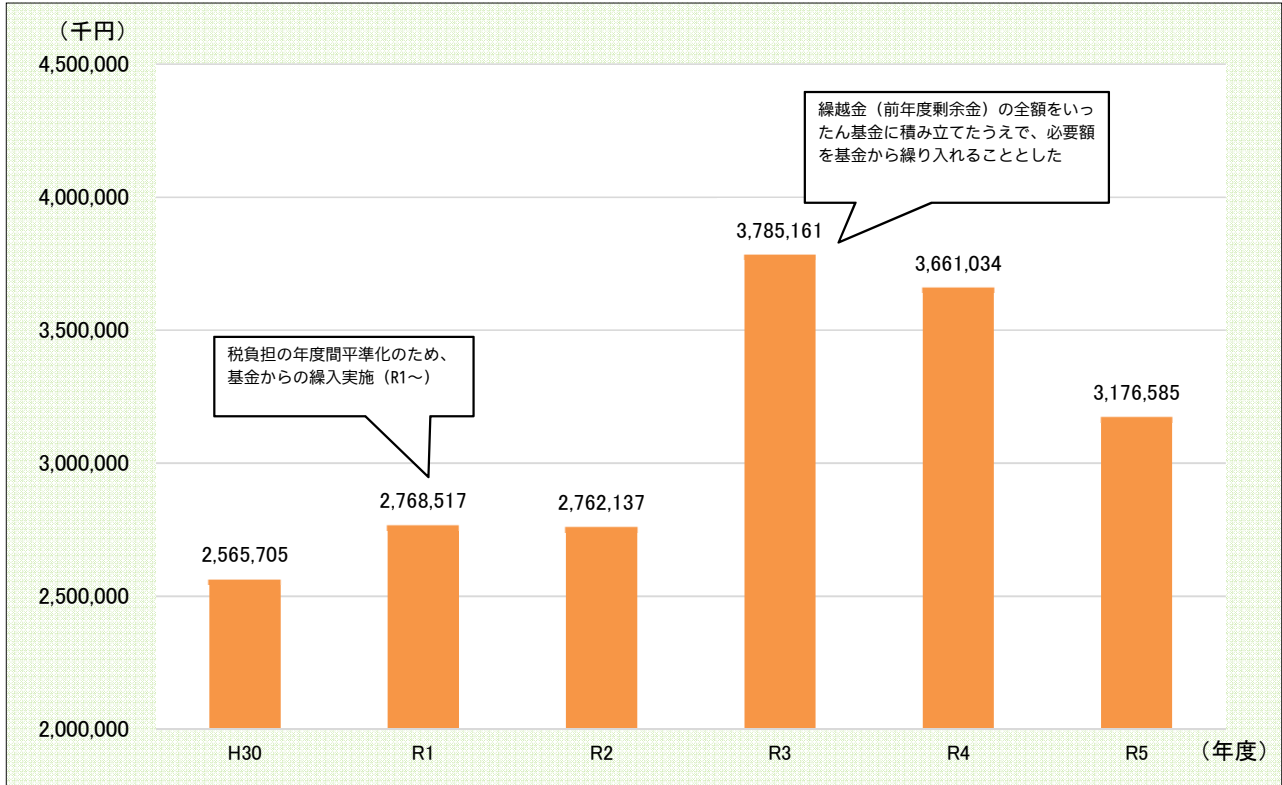
(千円)

科 目	予算額	科 目	予算額
国民健康保険税	5,141,739	総務費	647,006
一般医療分現年課税分	3,139,772	保険給付費	19,549,497
滞納繰越分	292,098	一般療養給付費	16,909,505
一般支援金分現年課税分	1,166,199	一般療養費	170,247
滞納繰越分	105,961	一般高額療養費	2,278,530
一般介護分現年課税分	392,331	一般高額介護合算療養費	2,000
滞納繰越分	42,989	一般移送費	100
(一般被保険者分 小計)	5,139,350	一般出産育児一時金	94,000
退職医療分現年課税分	1	一般葬祭費	25,500
滞納繰越分	1,532	一般傷病手当金	3,780
退職支援金分現年課税分	1	(一般被保険者分 小計)	19,483,662
滞納繰越分	466	退職療養給付費	100
退職介護分現年課税分	1	退職療養費	100
滞納繰越分	388	退職高額療養費	250
(退職被保険者分 小計)	2,389	退職高額介護合算療養費	100
国庫支出金	4,907	退職移送費	100
災害臨時特例補助金	4,907	(退職被保険者分 小計)	650
県支出金	19,687,510	審査支払手数料	65,185
療養給付費等県交付金	19,326,371	国民健康保険事業費納付金	7,271,914
第二号県調整交付金	55,575	一般医療分	4,978,765
特別調整県交付金	94,289	退職医療分	0
保険者努力支援県交付金	124,984	一般支援金分	1,698,648
特定健康診査等県補助金	74,584	退職支援金分	0
その他補助金	11,707	介護分	594,501
繰入金	3,176,585	保健事業費	373,485
保険基盤安定繰入金	1,622,171	基金積立金	1,100,010
その他の繰入金	1,225,933	その他の支出	59,757
財政調整基金繰入金	328,481	予備費	200,000
繰越金	1,100,000		
その他の収入	90,928		
合 計	29,201,669	合 計	29,201,669

出典：令和5年度 一般会計・特別会計補正予算に関する説明書（6月定例会）

### (3) 繰入金の推移（各年度6月補正後予算額）

#### ●繰入総額の推移



#### ○繰入金内訳

年度	繰入金内訳 (千円)							合計
	保険基盤安定	未就学児均等割保険税	職員給与費等	出産育児一時金	財政安定化支援事業	その他	財政調整基金	
H30	1,533,356	0	638,178	79,520	75,724	238,927	0	2,565,705
R1	1,491,060	0	630,576	71,680	180,853	219,843	174,505	2,768,517
R2	1,474,028	0	616,090	68,320	247,930	161,721	194,048	2,762,137
R3	1,472,352	0	606,788	61,600	257,114	142,446	1,244,861	3,785,161
R4	1,501,832	20,093	612,416	63,560	296,295	133,350	1,033,488	3,661,034
R5	1,622,171	16,302	631,262	62,666	385,413	130,290	328,481	3,176,585

出典：令和5年度 一般会計・特別会計補正予算に関する説明書（6月定例会）

# 6 国民健康保険税

## (1) 税率

### ① 基礎課税分

年度	応能		応益	
	所得割額	資産割額	均等割額(1人)	平等割額(世帯)
H30	7.30%	—	21,000円	17,800円
R1	7.30%	—	21,000円	17,800円
R2	7.30%	—	21,000円	17,800円
R3	7.30%	—	21,000円	17,800円
R4	7.30%	—	23,100円	18,400円

### ② 後期高齢者支援金等課税分

年度	応能		応益	
	所得割額	資産割額	均等割額(1人)	平等割額(世帯)
H30	2.90%	—	7,200円	6,300円
R1	2.90%	—	7,200円	6,300円
R2	2.90%	—	7,200円	6,300円
R3	2.90%	—	7,200円	6,300円
R4	2.90%	—	8,000円	6,400円

### ③ 介護納付金課税分

年度	応能		応益	
	所得割額	資産割額	均等割額(1人)	平等割額(世帯)
H30	1.90%	—	7,600円	4,300円
R1	1.90%	—	7,600円	4,300円
R2	1.90%	—	7,600円	4,300円
R3	1.90%	—	7,600円	4,300円
R4	2.20%	—	10,500円	5,300円

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

## (2) 賦課割合

### ① 基礎課税分

年度	応能		応益		
	所得割額	計	均等割額	平等割額	計
H30	53.92%	53.92%	30.44%	15.64%	46.08%
R1	53.43%	53.43%	30.63%	15.94%	46.57%
R2	51.33%	51.33%	31.92%	16.75%	48.67%
R3	52.90%	52.90%	30.76%	16.34%	47.10%
R4	50.64%	50.64%	32.80%	16.56%	49.36%

### ② 後期高齢者支援金等課税分

年度	応能		応益		
	所得割額	計	均等割額	平等割額	計
H30	56.51%	56.51%	28.42%	15.07%	43.49%
R1	55.84%	55.84%	28.73%	15.43%	44.16%
R2	55.79%	55.79%	28.68%	15.53%	44.21%
R3	55.25%	55.25%	28.90%	15.85%	44.75%
R4	53.13%	53.13%	31.10%	15.77%	46.87%

### ③ 介護納付金課税分

年度	応能		応益		
	所得割額	計	均等割額	平等割額	計
H30	52.51%	52.51%	32.07%	15.42%	47.49%
R1	51.53%	51.53%	32.66%	15.81%	48.47%
R2	51.67%	51.67%	32.52%	15.81%	48.33%
R3	51.27%	51.27%	32.72%	16.01%	48.73%
R4	46.65%	46.65%	37.08%	16.27%	53.35%

## (3) 課税限度額及び課税額

### ① 基礎課税分

年度	課税限度額(千円)	課税額			
		世帯当り平均(円)	世帯数(世帯)	一人当り平均(円)	被保険者数(人)
H30	580	92,899	43,777	58,548	69,462
R1	610	90,535	42,451	57,941	66,331
R2	630	89,807	42,142	57,995	65,258
R3	630	88,252	42,196	57,517	64,744
R4	650	88,635	41,766	58,423	63,364

### ② 後期高齢者支援金等課税分

年度	課税限度額(千円)	課税額			
		世帯当り平均(円)	世帯数(世帯)	一人当り平均(円)	被保険者数(人)
H30	190	34,427	43,777	21,697	69,462
R1	190	33,397	42,451	21,374	66,331
R2	190	33,084	42,142	21,365	65,258
R3	190	32,503	42,196	21,183	64,744
R4	200	32,736	41,766	21,578	63,364

### ③ 介護納付金課税分

年度	課税限度額(千円)	課税額			
		世帯当り平均(円)	世帯数(世帯)	一人当り平均(円)	被保険者数(人)
H30	160	23,968	19,429	20,559	22,651
R1	160	22,976	18,481	19,652	21,607
R2	170	21,089	18,118	19,446	21,089
R3	170	22,494	17,613	19,446	20,374
R4	170	26,903	17,225	23,384	19,817

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

#### (4) 本算定の状況（現年度課税分）

※本算定：当初納税通知書発送時点

##### ① 基礎課税分

区 分		令和5年度 本算定 A	令和4年度 本算定 B	比 較 A - B				
世 帯 数		41,363 世帯	42,515 世帯	△1,152 世帯				
被 保 険 者 数		59,977 人	62,755 人	△2,778 人				
税 率	応 能	所得割額	7.30 %	7.30 %	0.00 %			
		資産割額	/					
	応 益	均等割額	23,100 円	23,100 円	0 円			
		平等割額	18,400 円	18,400 円	0 円			
賦課割合	応 能	所得割額	50.55 %	50.55 %	50.27 %	0.28 %	0.28 %	
		資産割額	/		50.27 %	0.28 %		
	応 益	均等割額	49.45 %	32.53 %	49.73 %	32.88 %	△0.28 %	△0.35 %
		平等割額		16.92 %		16.85 %		0.07 %
課 税 額	課 税 総 額 ( 調 定 額 )		3,633,936 千円	3,668,207 千円	△34,271 千円			
	世帯当たり		87,855 円	86,280 円	1,575 円			
	一人当たり		60,589 円	58,453 円	2,136 円			

② 後期高齢者支援金等課税額分

区 分		令和5年度 本 算 定 A	令和4年度 本 算 定 B	比 較 A - B				
世 帯 数		41,363 世帯	42,515 世帯	△1,152 世帯				
被 保 険 者 数		59,977 人	62,755 人	△2,778 人				
税 率	応 能	所得割額	2.90 %	2.90 %	0.00 %			
		資産割額						
	応 益	均等割額	8,000 円	7,200 円	800 円			
		平等割額	6,400 円	6,300 円	100 円			
賦 課 割 合	応 能	所得割額	53.44 %	53.44 %	52.81 %	52.81 %	0.63 %	0.63 %
		資産割額			52.81 %		0.63 %	
	応 益	均等割額	46.56 %	30.58 %	47.19 %	31.15 %	△0.63 %	△0.57 %
		平等割額		15.98 %		16.04 %		△0.05 %
課 税 額	課 税 総 額 ( 調 定 額 )		1,315,439 千円	1,352,234 千円	△36,795 千円			
	世帯当たり		31,802 円	31,806 円	△4 円			
	一人当たり		21,932 円	21,548 円	384 円			

③ 介護納付金課税額分

区 分		令和5年度 本 算 定 A	令和4年度 本 算 定 B	比 較 A - B				
世 帯 数		16,907 世帯	17,461 世帯	△554 世帯				
被 保 険 者 数		19,031 人	19,793 人	△762 人				
税 率	応 能	所得割額	2.20 %	2.20 %	0.00 %			
		資産割額	/					
	応 益	均等割額	10,500 円	10,500 円	0 円			
		平等割額	5,300 円	5,300 円	0 円			
賦 課 割 合	応 能	所得割額	46.22 %	46.22 %	46.25 %	△0.03 %	△0.03 %	
		資産割額	/		46.25 %	/		
	応 益	均等割額	53.78 %	37.12 %	53.75 %	37.17 %	0.03 %	△0.05 %
		平等割額	/		/		16.66 %	16.58 %
課 税 額	課 税 総 額 ( 調 定 額 )		437,630 千円	459,102 千円	△21,472 千円			
	世帯当たり		25,885 円	26,293 円	△408 円			
	一人当たり		22,996 円	23,195 円	△199 円			

出典：国民健康保険本算定調定表（郡山市）



## (5) 令和4年度課税状況（現年度課税分）

### ① 基礎課税分（一般被保険者分）

保険税 賦課方式		3方式（所得割・均等割・平等割）		
保険税 納付回数		9回（7・8・9・10・11・12・1・2・3月）		
算定額 及び割合	所得割	2,525,997 千円	53.42 %	53.42 %
	資産割	—	—	
	均等割	1,463,708 千円	30.95 %	46.58 %
	平等割	738,801 千円	15.62 %	
	計	4,728,506 千円	100.00 %	
減免等による額		9,678 千円		
保険税軽減額		748,856 千円		
賦課限度額を 超える額		266,642 千円		
増減額		△1,824 千円		
調定額		3,701,506 千円		
税率	所得割	7.30 %		
	資産割			
	均等割	23,100 円		
	平等割	18,400 円		
賦課限度額		650,000 円		
課税 対象額	所得割の 対象額	34,602,854 千円		
	資産割の 対象額	— 千円		
	課税対象 被保険者数	63,364 人		
	課税対象 世帯数	41,766 世帯		
	保険税 軽減世帯数	26,572 世帯		
	賦課限度額を 超える世帯数	445 世帯		
備考		所得割の算定基礎は、課税総所得金額（基礎控除後）		

② 後期高齢者支援金等課税分（一般被保険者分）

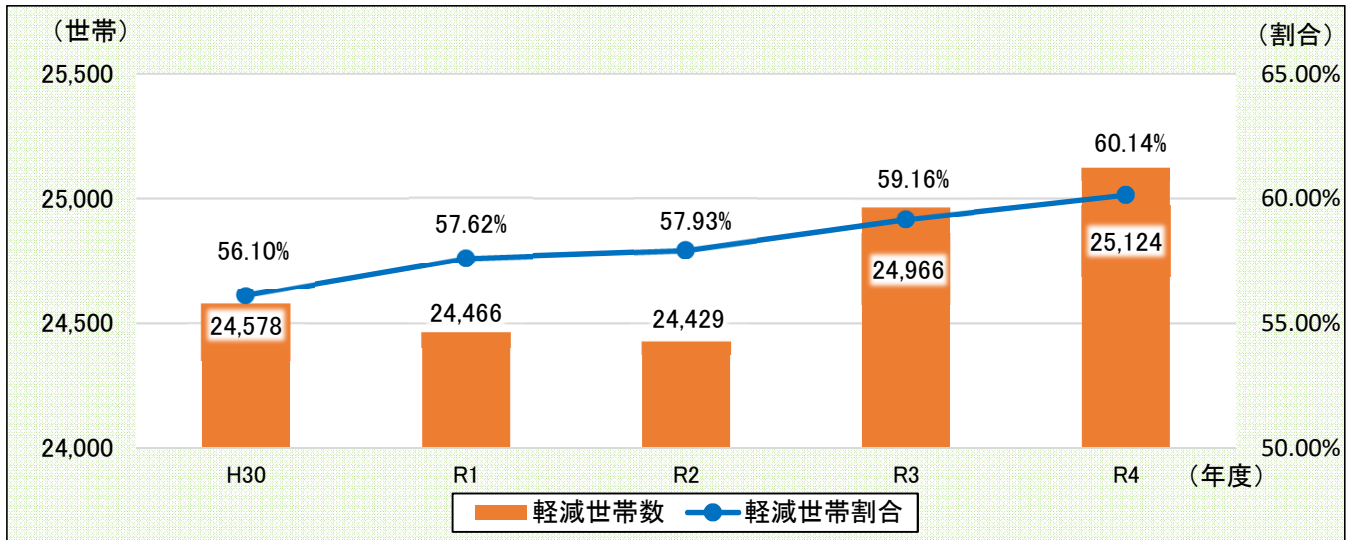
保険税 賦課方式		3方式（所得割・均等割・平等割）		
保険税 納付回数		9回（7・8・9・10・11・12・1・2・3月）		
算定額 及び割合	所得割	1,003,471 千円	56.78 %	56.78 %
	資産割	—	—	
	均等割	506,912 千円	28.68 %	43.22 %
	平等割	256,974 千円	14.54 %	
	計	1,767,357 千円	100.00 %	
減免等による額		3,613 千円		
保険税軽減額		259,724 千円		
賦課限度額を 超える額		137,535 千円		
増減額		601 千円		
調定額		1,367,086 千円		
税率	所得割	2.90 %		
	資産割			
	均等割	8,000 円		
	平等割	6,400 円		
賦課限度額		200,000 円		
課税 対象額	所得割の 対象額	34,602,854 千円		
	資産割の 対象額	— 千円		
	課税対象 被保険者数	63,364 人		
	課税対象 世帯数	41,766 世帯		
	保険税 軽減世帯数	26,572 世帯		
	賦課限度額を 超える世帯数	741 世帯		
備考		所得割の算定基礎は、課税総所得金額（基礎控除後）		

③介護納付金課税分（介護保険第2号被保険者分）

保険税 賦課方式		3方式（所得割・均等割・平等割）		
保険税 納付回数		9回（7・8・9・10・11・12・1・2・3月）		
算定額 及び割合	所得割	296,338 千円	49.75 %	49.75 %
	資産割	—	—	
	均等割	208,078 千円	34.93 %	50.25 %
	平等割	91,292 千円	15.32 %	
	計	595,708 千円	100.00 %	
減免等による額		1,189 千円		
保険税軽減額		93,684 千円		
賦課限度額を 超える額		34,578 千円		
増減額		△2,899 千円		
調定額		463,358 千円		
税率	所得割	2.20 %		
	資産割			
	均等割	10,500 円		
	平等割	5,300 円		
賦課限度額		170,000 円		
課税 対象額	所得割の 対象額	13,470,042 千円		
	資産割の 対象額	— 千円		
	課税対象 被保険者数	19,817 人		
	課税対象 世帯数	17,225 世帯		
	保険税 軽減世帯数	9,744 世帯		
	賦課限度額を 超える世帯数	251 世帯		
備考		所得割の算定基礎は、課税総所得金額（基礎控除後）		

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

## (6) 保険税軽減の状況



### ① 基礎課税分

年度	全体		7割軽減			5割軽減			2割軽減			合計		
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
H30	43,811	69,590	13,006	17,546	414,968,925	6,783	12,245	184,962,900	4,789	8,976	53,705,850	24,578	38,767	653,637,675
R1	42,460	66,381	12,896	17,214	408,431,345	6,792	12,093	183,028,700	4,778	8,686	52,374,820	24,466	37,993	643,834,865
R2	42,168	65,326	13,003	17,268	410,502,295	6,793	12,008	182,080,575	4,633	8,418	50,775,740	24,429	37,694	643,358,610
R3	42,200	64,806	13,774	18,273	435,088,045	6,700	11,812	179,408,475	4,492	8,021	48,633,080	24,966	38,106	663,129,600
R4	41,777	63,407	14,024	18,601	475,833,470	6,692	11,689	192,250,350	4,408	7,688	50,687,520	25,124	37,978	718,771,340

### ② 後期高齢者支援金等課税分

年度	全体		7割軽減			5割軽減			2割軽減			合計		
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
H30	43,811	69,590	13,006	17,546	144,014,458	6,783	12,245	64,040,467	4,789	8,976	18,590,715	24,578	38,767	226,645,640
R1	42,460	66,381	12,896	17,214	141,754,656	6,792	12,093	63,373,560	4,778	8,686	18,133,110	24,466	37,993	223,261,326
R2	42,168	65,326	13,003	17,268	142,478,833	6,793	12,008	63,047,882	4,633	8,418	17,579,610	24,429	37,694	223,106,325
R3	42,200	64,806	13,774	18,273	151,016,913	6,700	11,812	62,124,943	4,492	8,021	16,839,720	24,966	38,106	229,981,576
R4	41,777	63,407	14,024	18,601	165,054,400	6,692	11,689	66,666,400	4,408	7,688	17,576,960	25,124	37,978	249,297,760

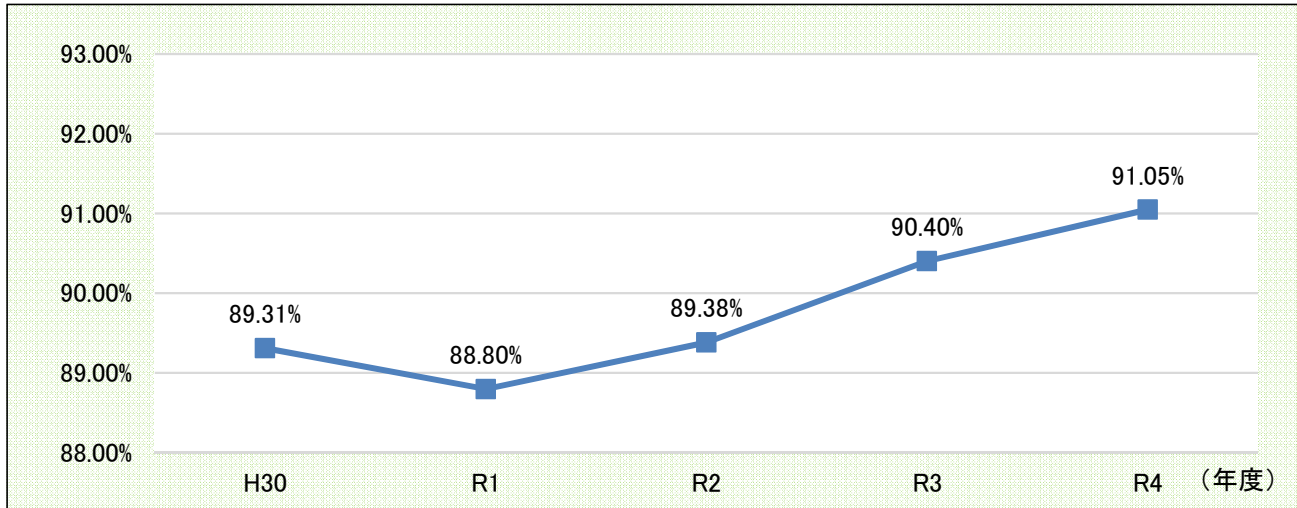
### ③ 介護納付金課税分

年度	全体		7割軽減			5割軽減			2割軽減			合計		
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
H30	19,848	23,419	5,487	5,972	48,286,910	2,689	3,228	18,047,750	2,028	2,465	5,490,800	10,204	11,665	71,825,460
R1	18,647	21,801	5,415	5,857	47,458,390	2,550	3,027	16,985,100	1,891	2,300	5,122,260	9,856	11,184	69,565,750
R2	18,137	21,113	5,299	5,713	46,343,150	2,456	2,903	16,311,800	1,816	2,201	4,907,280	9,571	10,817	67,562,230
R3	17,632	20,401	5,506	5,967	48,317,500	2,304	2,706	15,236,400	1,643	1,967	4,402,820	9,453	10,640	67,956,720
R4	17,233	19,829	5,492	5,931	63,968,170	2,354	2,785	20,859,350	1,619	1,949	5,809,040	9,465	10,665	90,636,560

出典：保険基盤安定負担金額算出基礎表（様式第2-1, 2-2, 2-3号）

## (7) 収納状況

### ●現年度課税の収納率推移（一般と退職の合計）



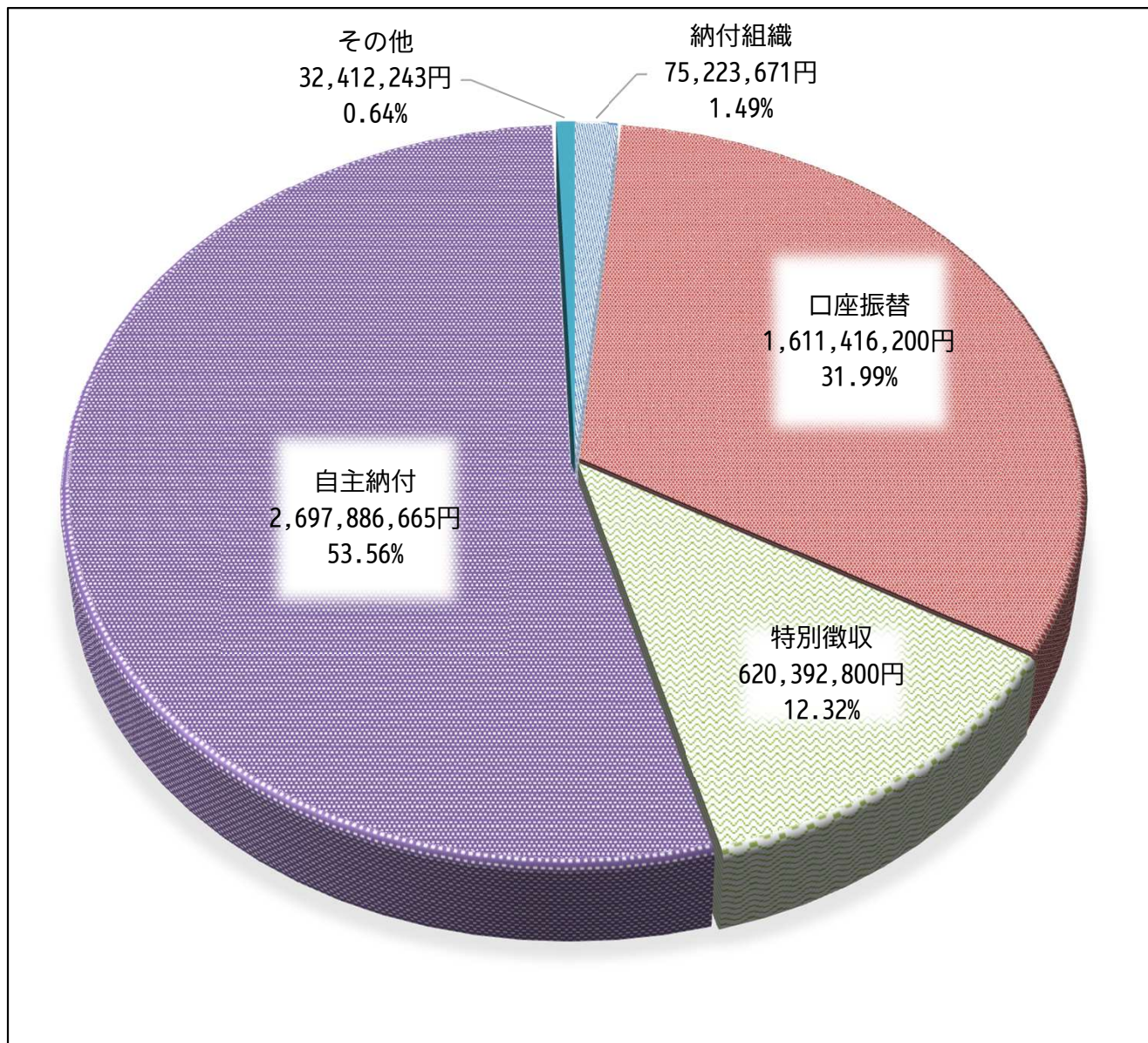
年度	区分	調定額 (円)	収納額 ※未還付除く (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率	
H30	一般	現年課税	5,997,609,437	5,354,318,900	8,931,447	0	643,290,537	89.27%
		滞納繰越	3,163,363,612	565,254,038	707,700	240,813,054	2,357,296,520	17.87%
		計	9,160,973,049	5,919,572,938	9,639,147	240,813,054	3,000,587,057	64.62%
	退職	現年課税	42,027,763	39,756,693	0	0	2,271,070	94.60%
		滞納繰越	65,427,192	10,440,512	0	7,361,529	47,625,151	15.96%
		計	107,454,955	50,197,205	0	7,361,529	49,896,221	46.71%
R1	一般	現年課税	5,679,243,331	5,043,487,669	8,450,500	0	635,755,662	88.02%
		滞納繰越	2,968,698,433	480,174,389	274,400	263,862,696	2,224,661,348	17.07%
		計	8,647,941,764	5,523,662,058	8,724,900	263,862,696	2,860,417,010	63.87%
	退職	現年課税	6,419,069	5,189,739	0	0	1,229,330	80.85%
		滞納繰越	52,742,318	9,092,445	0	6,724,350	36,925,523	17.24%
		計	59,161,387	14,282,184	0	6,724,350	38,154,853	24.14%
R2	一般	現年課税	5,588,947,073	4,995,592,530	6,805,700	5,200	593,349,343	89.38%
		滞納繰越	2,821,613,820	542,707,821	182,400	271,308,261	2,007,597,738	19.23%
		計	8,410,560,893	5,538,300,351	6,988,100	271,313,461	2,600,947,081	65.85%
	退職	現年課税	24,527	24,527	0	0	0	100.00%
		滞納繰越	38,455,493	6,805,093	0	3,923,724	27,726,676	17.70%
		計	38,480,020	6,829,620	0	3,923,724	27,726,676	17.75%
R3	一般	現年課税	5,491,580,200	4,964,592,332	15,012,000	0	526,987,868	90.40%
		滞納繰越	2,570,735,563	486,650,938	724,110	226,472,916	1,857,611,709	18.93%
		計	8,062,315,763	5,451,243,270	15,736,110	226,472,916	2,384,599,577	67.61%
	退職	現年課税	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越	27,726,674	3,993,227	0	2,976,309	20,757,138	14.40%
		計	27,726,674	3,993,227	0	2,976,309	20,757,138	14.40%
R4	一般	現年課税	5,532,572,700	5,037,331,579	9,777,100	34,300	495,206,821	91.05%
		滞納繰越	2,358,685,991	431,339,679	414,411	162,432,368	1,764,913,944	18.29%
		計	7,891,258,691	5,468,671,258	10,191,511	162,466,668	2,260,120,765	69.30%
	退職	現年課税	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越	20,763,630	4,065,200	0	1,308,293	15,390,137	19.58%
		計	20,763,630	4,065,200	0	1,308,293	15,390,137	19.58%

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）



## (8) 令和4年度収納方法別収納状況

### ● 国民健康保険税の納付方法別収納状況



区分	納付組織	口座振替	特別徴収	自主納付	その他	合計
収納額 (円)	75,223,671	1,611,416,200	620,392,800	2,697,886,665	32,412,243	5,037,331,579
収納割合 (%)	1.49%	31.99%	12.32%	53.56%	0.64%	100.00%

※ 納付組織で口座振替分は、口座振替に含む

出典：令和4年度における国民健康保険事業の実施状況報告

# 7 保険給付

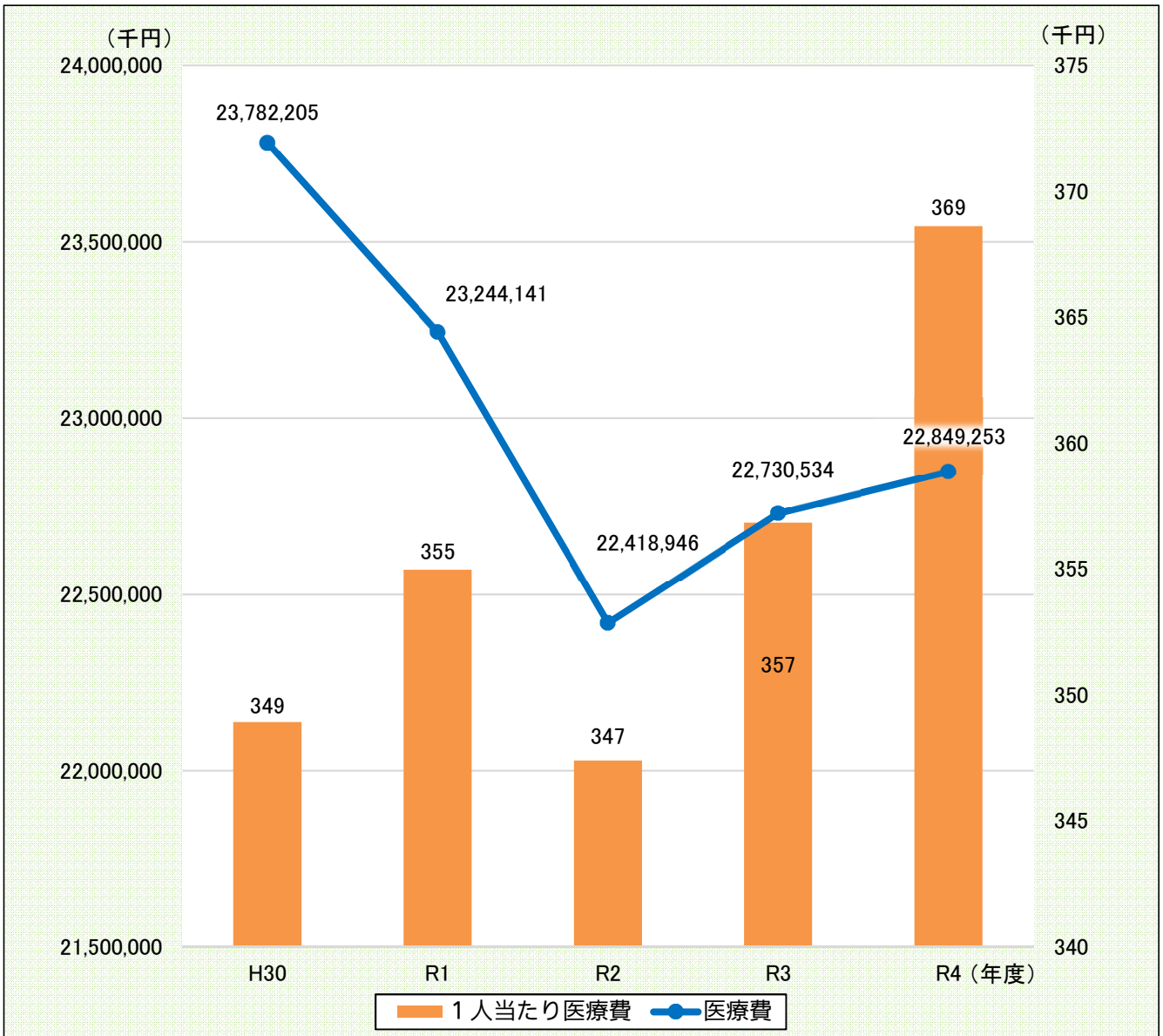
## (1) 療養諸費（療養の給付、療養費）

療養の給付は、病気になったときやけがをしたときに、被保険者が保険医療機関で被保険者証を提示し、一部負担金（療養に要した医療費から保険者が負担する額を除いた額）を支払うことにより医療の給付を受けることです。

療養費は、緊急その他やむを得ない理由で医療機関に被保険者証を提示しなかった場合などに、いったん診療にかかった医療費の全額を自費で支払い、事後に申請することにより現金で給付を受けるもので、療養に要した医療費から一部負担金に相当する額を除いた保険者負担分です。

これらに係る医療費（費用額）の総額は、被保険者の減少により減少傾向にありますが、1人当たりの医療費（費用額）は、医療の高度化や高齢化等の影響により上昇傾向となっています。

●医療費の推移 ※医療費：療養の給付の費用額と療養費の費用額との合計



○療養の給付（入院・入院外・歯科・調剤・訪問看護・食事療養費）

年度	区分	件数(件)	被保険者数(人)	費用額(円)	1件当たり(円)	1人当たり(円)	受診率(%)
		【A】	【B】	【C】	【C/A】	【C/B】	【A/B】
H30	一般	1,025,125	67,615	23,310,663,185	22,739	344,756	1,516.12
	退職等	9,219	543	217,933,552	23,640	401,351	1,697.79
	計	1,034,344	68,158	23,528,596,737	22,747	345,207	1,517.57
R1	一般	1,010,399	65,364	22,974,895,441	22,738	351,492	1,545.80
	退職等	2,168	118	41,812,752	19,286	354,345	1,837.29
	計	1,012,567	65,482	23,016,708,193	22,731	351,497	1,546.33
R2	一般	944,915	64,533	22,199,532,370	23,494	344,003	1,464.24
	退職等	32	1	2,063,000	64,469	2,063,000	3,200.00
	計	944,947	64,534	22,201,595,370	23,495	344,029	1,464.26
R3	一般	988,102	63,699	22,491,143,067	22,762	353,085	1,551.20
	退職等	0	0	△24,690	—	—	—
	計	988,102	63,699	22,491,118,377	22,762	353,084	1,551.20
R4	一般	986,063	61,987	22,637,198,037	22,957	365,193	1,590.76
	退職等	-1	0	△29,880	—	—	—
	計	986,062	61,987	22,637,168,157	22,957	365,192	1,590.76

○療養費（診療費・その他）

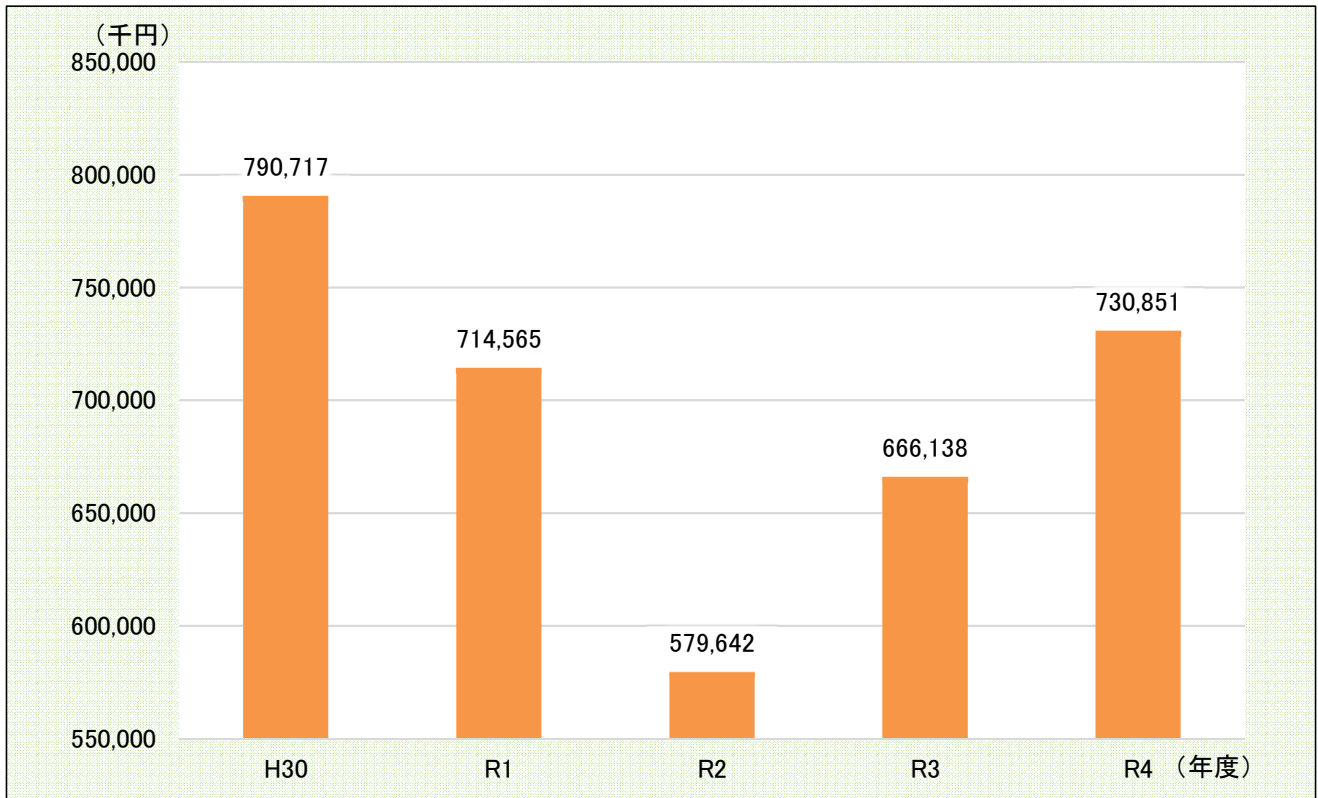
年度	区分	件数(件)	被保険者数(人)	費用額(円)	1件当たり(円)	1人当たり(円)	受診率(%)
		【A】	【B】	【C】	【C/A】	【C/B】	【A/B】
H30	一般	29,242	67,615	251,661,563	8,606	3,722	43.25
	退職等	240	543	1,946,462	8,110	3,585	44.20
	計	29,482	68,158	253,608,025	8,602	3,721	43.26
R1	一般	27,548	65,364	227,028,664	8,241	3,473	42.15
	退職等	59	118	404,197	6,851	3,425	50.00
	計	27,607	65,482	227,432,861	8,238	3,473	42.16
R2	一般	24,375	64,533	217,354,463	8,917	3,368	37.77
	退職等	0	1	△4,030	—	—	0.00
	計	24,375	64,534	217,350,433	8,917	3,368	37.77
R3	一般	25,856	63,699	239,415,751	9,260	3,759	40.59
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	25,856	63,699	239,415,751	9,260	3,759	40.59
R4	一般	24,656	61,987	212,084,545	8,602	3,421	39.78
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	24,656	61,987	212,084,545	8,602	3,421	39.78

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）



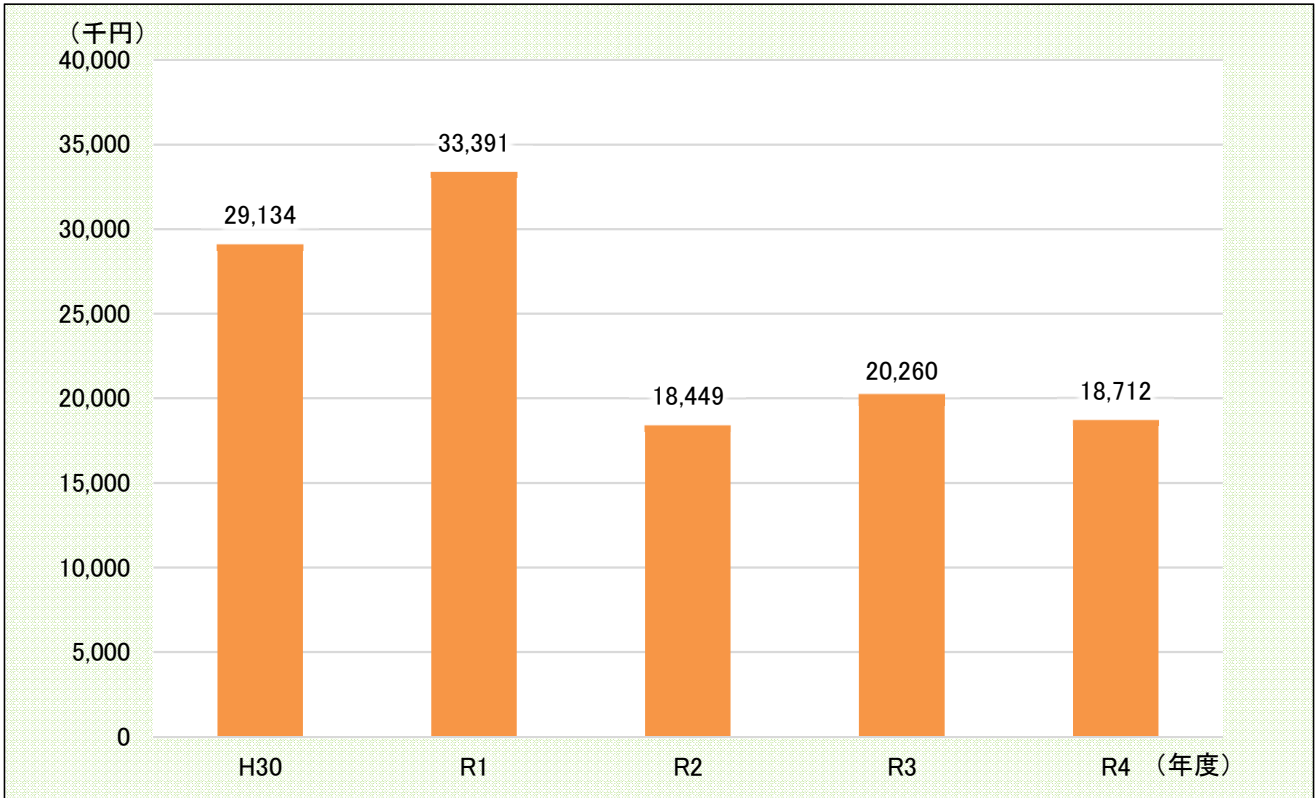
## (再掲) 10割給付の状況

### ●子ども（0～18歳）10割給付に係る医療費の推移



年度	区分	件数	費用額
		(件)	(円)
H30	一般	72,089	790,626,844
	退職等	15	90,230
	計	72,104	790,717,074
R1	一般	66,444	714,519,173
	退職等	6	46,160
	計	66,450	714,565,333
R2	一般	50,737	579,642,320
	退職等	0	0
	計	50,737	579,642,320
R3	一般	54,774	666,138,175
	退職等	0	0
	計	54,774	666,138,175
R4	一般	52,574	730,851,256
	退職等	0	0
	計	52,574	730,851,256

●妊婦10割給付に係る医療費の推移



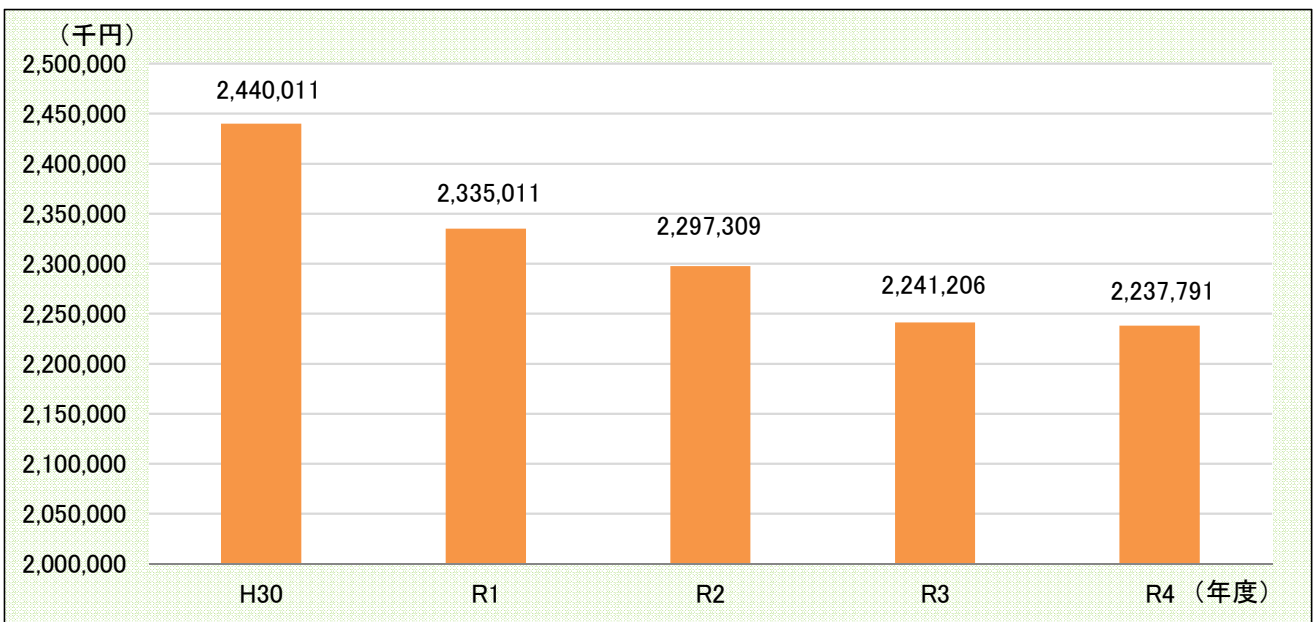
年度	区分	件数	費用額
		(件)	(円)
H30	一般	61	29,133,770
	退職等	0	0
	計	61	29,133,770
R1	一般	63	33,391,300
	退職等	0	0
	計	63	33,391,300
R2	一般	71	18,449,270
	退職等	0	0
	計	71	18,449,270
R3	一般	41	20,259,710
	退職等	0	0
	計	41	20,259,710
R4	一般	46	18,711,520
	退職等	0	0
	計	46	18,711,520

出典：事務報告書（郡山市）

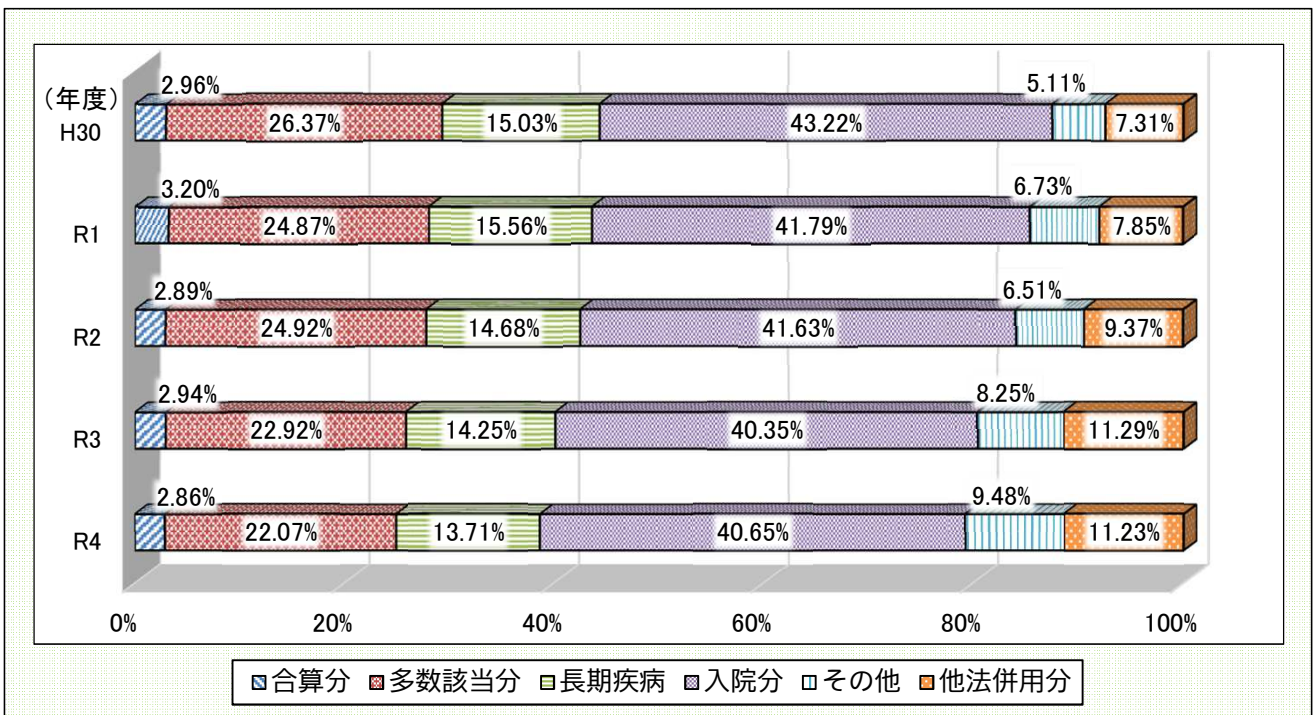
## (2) 高額療養費

高額療養費は、医療機関等で1ヶ月間の一部負担金が一定の自己負担額を超える場合に、限度額を超える額を保険者が負担するものです。

### ●支給額の推移



### ●診療別支給割合の推移



○高額療養費

年度	区分	合算分				単独分			
		多数該当分		その他		多数該当分		長期疾病	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
		(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
H30	一般	1,148	26,728,237	3,346	44,067,318	5,820	633,079,402	3,875	361,643,329
	退職等	26	1,010,548	13	219,002	120	10,397,817	53	4,993,738
	計	1,174	27,738,785	3,359	44,286,320	5,940	643,477,219	3,928	366,637,067
R1	一般	1,130	27,567,890	3,848	46,378,127	5,446	578,406,879	3,854	363,474,290
	退職等	27	662,131	1	23,142	23	2,323,384	△1	△98,996
	計	1,157	28,230,021	3,849	46,401,269	5,469	580,730,263	3,853	363,375,294
R2	一般	919	21,202,718	3,608	45,264,687	5,242	572,033,569	3,724	337,210,979
	退職等	2	1,876	0	0	4	423,735	0	0
	計	921	21,204,594	3,608	45,264,687	5,246	572,457,304	3,724	337,210,979
R3	一般	940	19,904,950	3,646	45,954,744	4,826	513,779,859	3,492	319,430,294
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	940	19,904,950	3,646	45,954,744	4,826	513,779,859	3,492	319,430,294
R4	一般	913	19,444,478	3,912	44,423,298	4,592	493,975,938	3,243	306,869,238
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	913	19,444,478	3,912	44,423,298	4,592	493,975,938	3,243	306,869,238

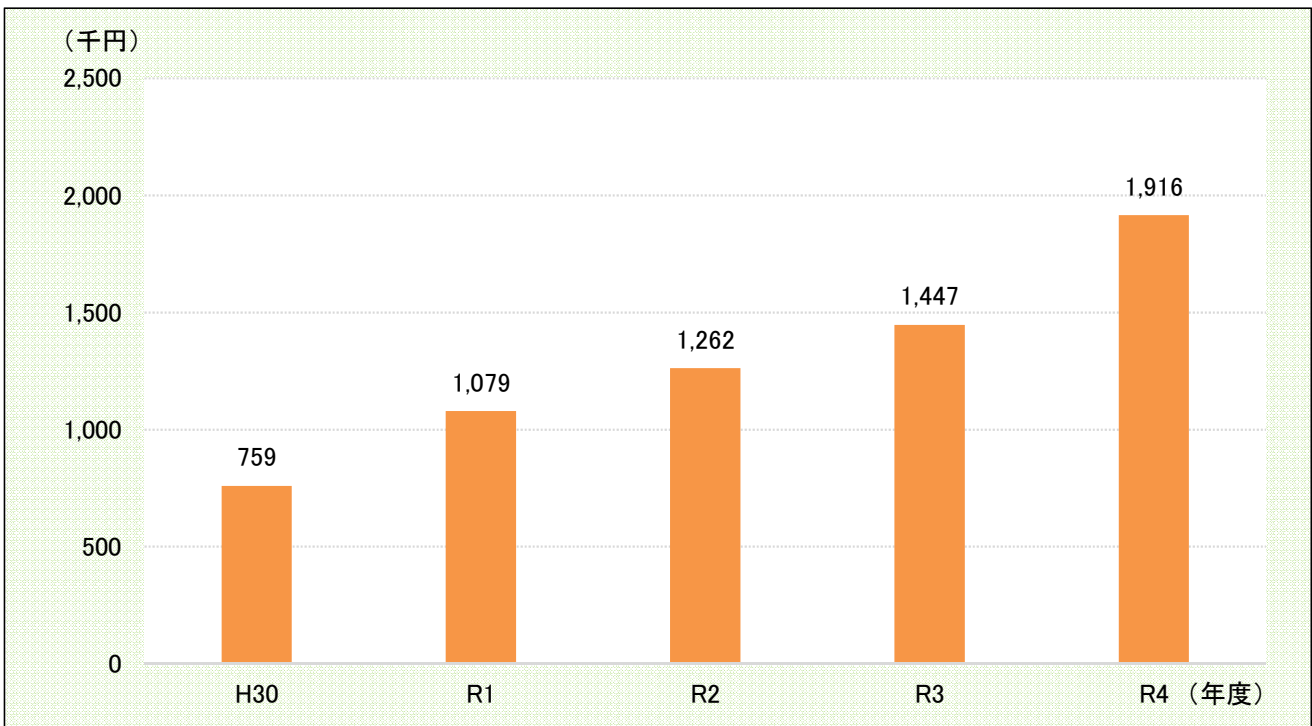
年度	区分	単独分				他法併用分		合計	
		入院分		その他		件数	支給額	件数	支給額
		件数	支給額	件数	支給額				
		(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
H30	一般	6,765	1,042,777,282	4,309	124,415,233	2,368	177,944,527	27,631	2,410,655,328
	退職等	69	11,867,707	8	363,780	6	503,202	295	29,355,794
	計	6,834	1,054,644,989	4,317	124,779,013	2,374	178,447,729	27,926	2,440,011,122
R1	一般	6,614	974,365,747	4,549	157,119,878	1,882	183,260,418	27,323	2,330,573,229
	退職等	11	1,375,818	1	55,953	2	96,387	64	4,437,819
	計	6,625	975,741,565	4,550	157,175,831	1,884	183,356,805	27,387	2,335,011,048
R2	一般	6,270	955,815,001	4,505	149,615,645	1,944	215,294,969	26,212	2,296,437,568
	退職等	1	446,124	0	0	0	0	7	871,735
	計	6,271	956,261,125	4,505	149,615,645	1,944	215,294,969	26,219	2,297,309,303
R3	一般	6,122	904,308,143	5,249	184,821,012	2,167	253,007,398	26,442	2,241,206,400
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,122	904,308,143	5,249	184,821,012	2,167	253,007,398	26,442	2,241,206,400
R4	一般	6,038	909,556,523	5,610	212,125,551	2,273	251,396,059	26,581	2,237,791,085
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,038	909,556,523	5,610	212,125,551	2,273	251,396,059	26,581	2,237,791,085

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

### (3) 高額介護合算療養費

高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両制度の給付を受けている場合で、両制度の自己負担を合算して、限度額を超える場合に、限度額を超える部分を保険者が負担するものです。

#### ●支給額の推移



#### ○高額介護合算療養費

年度	区分	件数	支給額
		(件)	(円)
H30	一般	23	758,666
	退職等	0	0
	計	23	758,666
R1	一般	39	1,078,833
	退職等	0	0
	計	39	1,078,833
R2	一般	47	1,262,161
	退職等	0	0
	計	47	1,262,161
R3	一般	42	1,446,875
	退職等	0	0
	計	42	1,446,875
R4	一般	68	1,915,913
	退職等	0	0
	計	68	1,915,913

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

#### (4) その他の給付（出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、移送費）

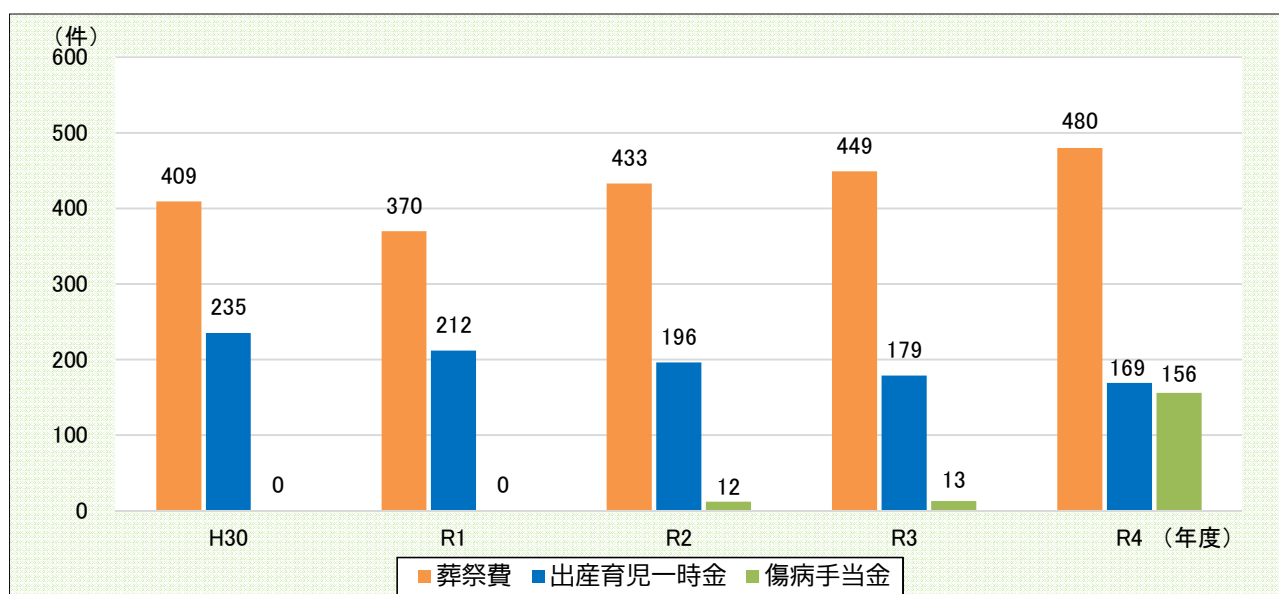
出産育児一時金は、出産した子ども1人につき420,000円又は408,000円を支給するものですが、支給件数は、年々減少しています。

葬祭費は、葬祭執行者に対して50,000円を支給するものですが、支給件数は、ほぼ横ばいに推移しています。

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の方等に対して、療養のため労務に服することができない期間において、給与の支払いがない方に対して支給したものです。

移送費は、負傷・疾病等により、移動が困難な患者が、医師の指示により、緊急的に入院・転院の必要性があって移送された場合に、保険者が負担するものです。

##### ● 出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金の支給件数の推移



##### ① 出産育児一時金

年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
H30	235	97,835
R1	212	89,122
R2	196	82,371
R3	179	75,028
R4	169	70,505

##### ② 葬祭費

年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
H30	409	20,450
R1	370	18,500
R2	433	21,650
R3	449	22,450
R4	480	24,000

##### ③ 傷病手当金

年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
H30	0	0
R1	0	0
R2	12	488
R3	13	874
R4	156	4,510

##### ④ 移送費

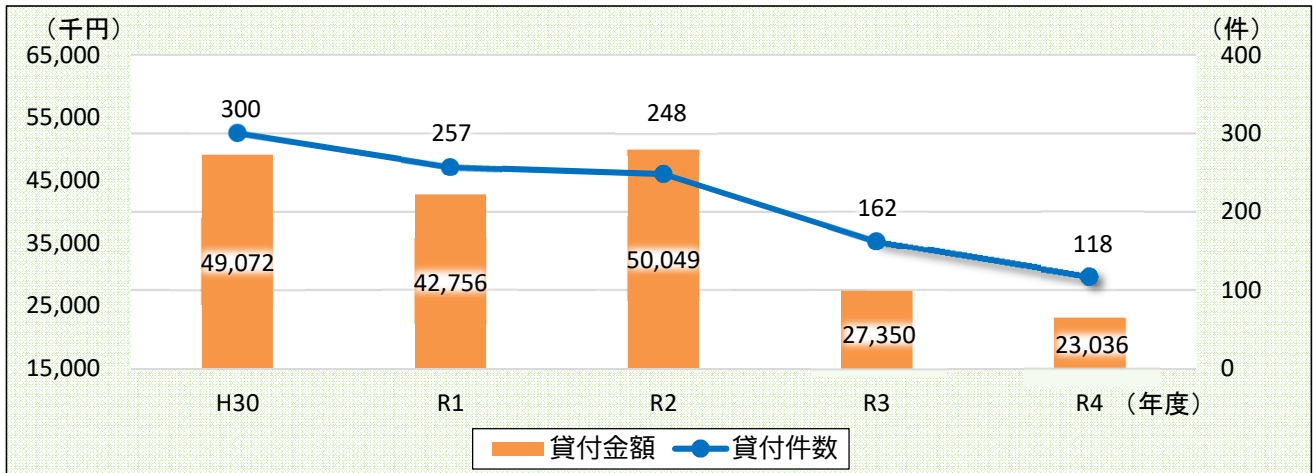
年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
H30	1	8
R1	0	0
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

## (5) 高額療養費貸付状況

国民健康保険税の滞納等により、限度額適用認定証等を交付されない方などに対し、申請により高額療養費の9割を本市国民健康保険から医療機関に支払う制度です。

### ●高額療養費貸付金額と件数の推移



### ○高額療養費貸付等

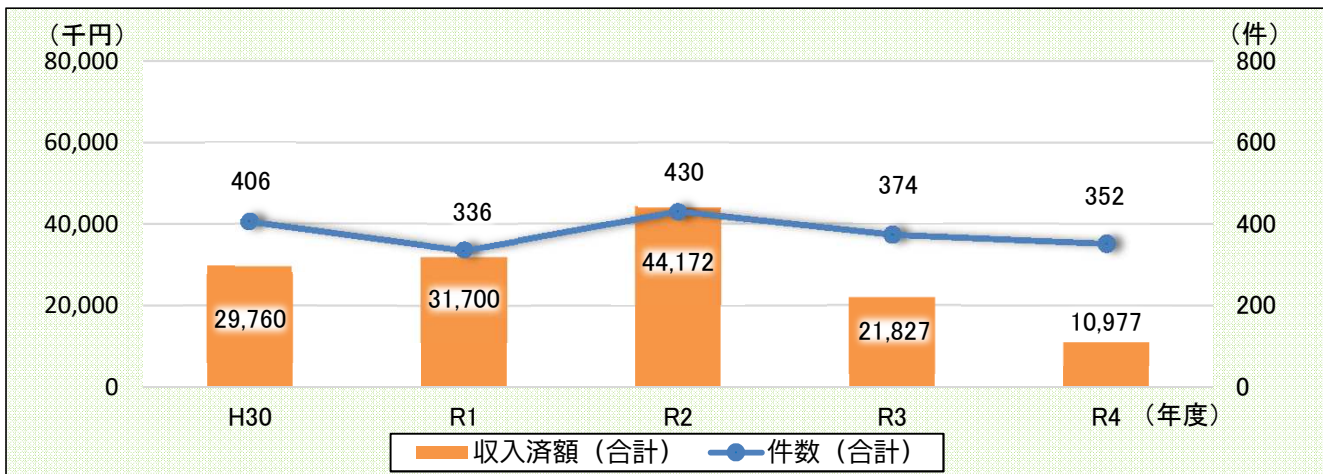
年度 月	H30	R1	R2	R3	R4
4月	19 件 4,789 千円	21 件 2,664 千円	20 件 3,487 千円	20 件 3,828 千円	11 件 2,283 千円
5月	7 件 1,424 千円	30 件 6,564 千円	19 件 6,770 千円	16 件 2,913 千円	9 件 3,466 千円
6月	21 件 3,788 千円	27 件 3,687 千円	16 件 2,990 千円	18 件 3,585 千円	11 件 2,307 千円
7月	19 件 3,390 千円	18 件 1,820 千円	32 件 4,635 千円	8 件 845 千円	9 件 1,579 千円
8月	24 件 4,865 千円	13 件 2,265 千円	22 件 3,284 千円	17 件 2,396 千円	5 件 326 千円
9月	40 件 6,737 千円	34 件 4,384 千円	13 件 2,554 千円	8 件 1,654 千円	10 件 1,727 千円
10月	30 件 6,027 千円	12 件 2,400 千円	25 件 4,843 千円	8 件 1,295 千円	11 件 1,505 千円
11月	32 件 2,659 千円	15 件 2,067 千円	18 件 3,182 千円	15 件 2,125 千円	10 件 2,005 千円
12月	20 件 2,863 千円	19 件 2,815 千円	25 件 7,424 千円	16 件 2,087 千円	5 件 484 千円
1月	47 件 6,580 千円	11 件 2,023 千円	16 件 3,511 千円	18 件 3,244 千円	8 件 1,584 千円
2月	20 件 2,850 千円	27 件 5,975 千円	23 件 3,414 千円	9 件 1,825 千円	14 件 3,683 千円
3月	21 件 3,100 千円	30 件 6,092 千円	19 件 3,955 千円	9 件 1,553 千円	15 件 2,087 千円
合計	300 件 49,072 千円	257 件 42,756 千円	248 件 50,049 千円	162 件 27,350 千円	118 件 23,036 千円

出典：高額貸付状況台帳（郡山市）

## (6) 第三者行為処理状況

第三者が原因となった不法行為（けが・病気等）の場合、被保険者は第三者行為による被害状況を届けることにより国民健康保険での治療が可能になります。保険者は被保険者が第三者（加害者等）に対して有する損害賠償請求権を代わりに取得し、給付した費用を受け取ることであります。国民健康保険の健全な運営を確保するためにも、事務の取り組み強化が図られています。

### ●損害賠償金の収入金額と件数の推移



### ○損害賠償収入金等

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	損害賠償額		
				調定額(戻入含む) (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)
H30	一般	406	37,751,529	29,760,412	29,760,412	100.00
	退職等	0	0	0	0	-
	計	406	37,751,529	29,760,412	29,760,412	100.00
R1	一般	330	38,901,546	30,730,004	30,710,004	99.93
	退職等	6	1,461,195	989,871	989,871	100.00
	計	336	40,362,741	31,719,875	31,699,875	99.94
R2	一般	430	58,130,539	44,178,339	44,172,483	99.99
	退職等	0	0	0	0	-
	計	430	58,130,539	44,178,339	44,172,483	99.99
R3	一般	374	25,851,914	21,832,776	21,826,920	99.97
	退職等	0	0	0	0	-
	計	374	25,851,914	21,832,776	21,826,920	99.97
R4	一般	352	14,748,429	10,983,012	10,977,156	99.95
	退職等	0	0	0	0	-
	計	352	14,748,429	10,983,012	10,977,156	99.95

### ○被害届件数

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4
一般	95 件	57 件	79 件	63 件	53 件
退職等	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
計	95 件	58 件	79 件	63 件	53 件

出典：事務報告書（郡山市）

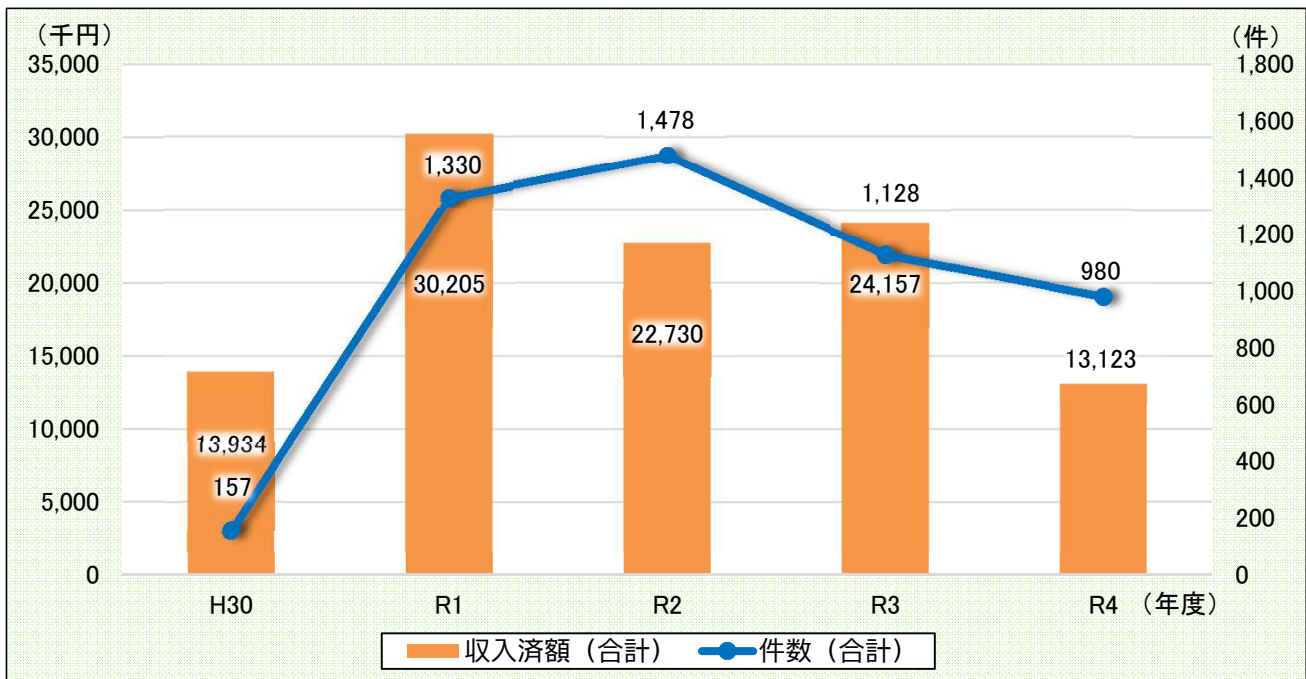


## (7) 不正不当利得に係る返納金収納状況

偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、保険者は、その者から、その給付の価額の全部又は一部を徴収することができる仕組みです。

国民健康保険の健全な運営を確保するためにも、都道府県単位で事務の取り組み強化が図られています。

### ●不正不当利得にかかる返納金の収入金額と件数の推移



### ○不正不当利得にかかる返納金収納状況

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	返納金		
				調定額 (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)
H30	一般	153	16,564,439	14,240,349	13,893,274	97.56
	退職等	4	56,222	40,349	40,349	100.00
	計	157	16,620,661	14,280,698	13,933,623	97.57
R1	一般	1,321	31,990,470	30,671,796	30,178,636	98.39
	退職等	9	37,460	26,222	26,222	100.00
	計	1,330	32,027,930	30,698,018	30,204,858	98.39
R2	一般	1,473	23,479,163	23,531,827	22,715,190	96.53
	退職等	5	20,660	14,462	14,462	100.00
	計	1,478	23,499,823	23,546,289	22,729,652	96.53
R3	一般	1,125	28,511,604	24,385,486	24,107,800	98.86
	退職等	3	70,250	49,175	49,175	100.00
	計	1,128	28,581,854	24,434,661	24,156,975	98.86
R4	一般	979	14,303,472	13,671,539	13,102,432	95.84
	退職等	1	29,880	20,916	20,916	100.00
	計	980	14,333,352	13,692,455	13,123,348	95.84

出典：事務報告書（郡山市）

## 8 保健事業

※全ての項目は令和4年度実績を掲載

### (1) 医療費通知事業

実施年月日	対象年月日	通知対象	件数
令和4年5月27日	令和4年1月、令和4年2月	受診全世帯	32,172件
令和4年7月29日	令和4年3月、令和4年4月	受診全世帯	33,450件
令和4年9月29日	令和4年5月、令和4年6月	受診全世帯	33,084件
令和4年11月30日	令和4年7月、令和4年8月	受診全世帯	33,241件
令和5年1月27日	令和4年9月、令和4年10月	受診全世帯	33,027件
令和5年3月24日	令和4年11月、令和4年12月	受診全世帯	32,862件
合計			197,836件

### (2) ジェネリック医薬品差額通知事業

実施年月日	対象年月日	通知対象	件数
令和4年6月27日	令和4年3月	該当受診者	1,097件
令和4年7月25日	令和4年4月	該当受診者	1,048件
令和4年8月25日	令和4年5月	該当受診者	983件
令和4年9月26日	令和4年6月	該当受診者	632件
令和5年2月1日	令和4年10月	該当受診者	383件
合計			4,143件

### (3) 糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）

対象者数	実施者数
136人	43人

### (4) 医療機関未受診者勧奨事業

参加募集者数	保健指導終了者数
238人	102人

### (5) COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発・予防事業

参加募集者数	保健指導終了者数
1,325人	61人

### (6) 残薬バック配布事業

対象者数	配布者数
186人	186人

### (7) 服薬訪問指導事業

対象者数	指導者数
160人	7人

(8) 診療報酬明細書の点検調査状況

○被保険者数等の状況

(1) 被保険者数	診療報酬 保険者負担総額			(4) 台帳 照合枚数	(5) 内容点検 枚数	過誤調整を 行ったもの	
	(2) レセプト 枚数	(3) 金額				(6)=(21) 枚数	(7)=(21) 金額
人 61,987	枚 993,536	円 19,058,272,000		枚 993,536	枚 993,536	枚 8,039	円 69,359,000
(8) 照割合	(9) 点検 割合	過誤調整 割合		(12) 被保険者 1人当り 過誤 調整額			
		(10) 枚数	(11) 金額				
(4)/(2)	(5)/(2)	(6)/(2)	(7)/(3)	(7)/(1)			
% 100.00%	% 100.00%	% 0.81%	% 0.36%	円 1,119			

○過誤調整の状況

区分	被保険者資格関係の点検				(21) 合計 (16)+(20)
	(13) 他保険者 のもの	(14) 他制度適用 のもの	(15) その他	(16) 計 (13)+(14)+(15)	
枚数	枚 1,399	枚 2,217	枚 491	枚 4,107	枚
金額	円 13,858,000	円 25,523,000	円 10,568,000	円 49,949,000	円
区分	請求内容関係の点検				(21) 合計 (16)+(20)
	(17) 請求点数 誤りのもの	(18) 診療内容 (妥当性)	(19) その他	(20) 計 (17)+(18)+(19)	
枚数	枚 0	枚 3,431	枚 501	枚 3,932	枚 8,039
金額	円 0	円 9,047,000	円 10,363,000	円 19,410,000	円 69,359,000

○再審査請求の状況

再審査請求を行ったもの						(24) 被保険者 1人当り 過誤 調整額	(25) 被保険者 1人当り 過誤 調整額 割合
(22) 請求		(23) 減点された額		割合 (23)/(22)			
枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	(23)/(1)	(23)/(3)
枚 6,604	円 651,427,000	枚 3,431	円 9,047,000	% 51.95	% 1.39	円 146	% 0.05

(9) 健康診査助成事業

項目	肺がん検診（喀痰） （集団、施設 400円）			肺がん検診（X線） （集団 200円、施設 500円）			胃がん検診 （集団 700円、施設 1,400円）					
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率			
受診件数	47,234	373	0.79%	47,234	9,623	20.37%	41,182	6,021	14.62%			
助成額	集団	400円×	4人	集団	200円×	46人	集団	700円×	28人			
			小計 1,600円			小計 9,200円			小計 19,600円			
	施設	400円×	369人	施設	500円×	9,577人	施設	1,400円×	5,993人			
		小計 147,600円			小計 4,788,500円			小計 8,390,200円				
		合計 149,200円			合計 4,797,700円			合計 8,409,800円				
項目	大腸がん検診 （集団、施設 300円）			子宮頸がん検診 （集団 500円、施設 800円）			乳がん検診 （集団、施設 600円）					
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率			
受診件数	47,234	8,665	18.34%	14,956	1,785	11.94%	12,895	1,921	14.90%			
助成額	集団	300円×	38人	集団	500円×	3人	集団	600円×	8人			
			小計 11,400円			小計 1,500円			小計 4,800円			
	施設	300円×	8,627人	施設	800円×	1,782人	施設	600円×	1,913人			
		小計 2,588,100円			小計 1,425,600円			小計 1,147,800円				
		合計 2,599,500円			合計 1,427,100円			合計 1,152,600円				
項目	骨粗鬆症検診 （施設 400円）			前立腺がん検診 （集団 200円、施設 300円）			助成額 合計					
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率						
受診件数	4,312	846	19.62%	9,929	1,416	14.26%	19,298,100円					
助成額				集団	200円×	10人						
						小計 2,000円						
	施設	400円×	846人	施設	300円×	1,406人						
		小計 338,400円			小計 421,800円							
		合計 338,400円			合計 423,800円							

※子宮頸がん、乳がん検診 受診率算出方法

（前年度受診者数 + 今年度受診者数） - 2年連続受診者数 / 対象者数

(10) 特定健康診査事業

特定健康診査（無料）		
対象者数	受診者数	受診率
47,234	18,734	39.66%

(11) 健康優良家庭増進事業

事業内容	対象世帯数
41歳から74歳の被保険者が1人以上いる世帯で、国保税の滞納が無く、前年度中被保険者全員が疾病及び負傷に係る療養の給付を受けていない世帯に対し記念品を贈呈した。	1,622世帯
【記念品】 あさか舞コシヒカリ 5kg	

出典：(8) は令和4年度における国民健康保険事業の実施状況報告

(8) 以外は事務報告書（郡山市）

# 郡山市の国保白書

令和5年度版

編集・発行 郡山市市民部国民健康保険課

郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2141 (国保税係・給付係・国民年金係)

024-924-2146 (管理係・後期高齢者医療係)

024-924-2582 (医療事業係)

024-924-2121 (国保税収納課)

発行年月 令和5年12月